

佐賀東部地域森林計画書

計画期間 自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 13 年 3 月 31 日

佐 賀 県

目 次

計画の大綱

- 1 森林計画の概況
 - (1) 自然的背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 社会的経済的背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (3) 森林・林業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価・・・・・・・・ 4
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方
 - (1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 計画期間中の重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

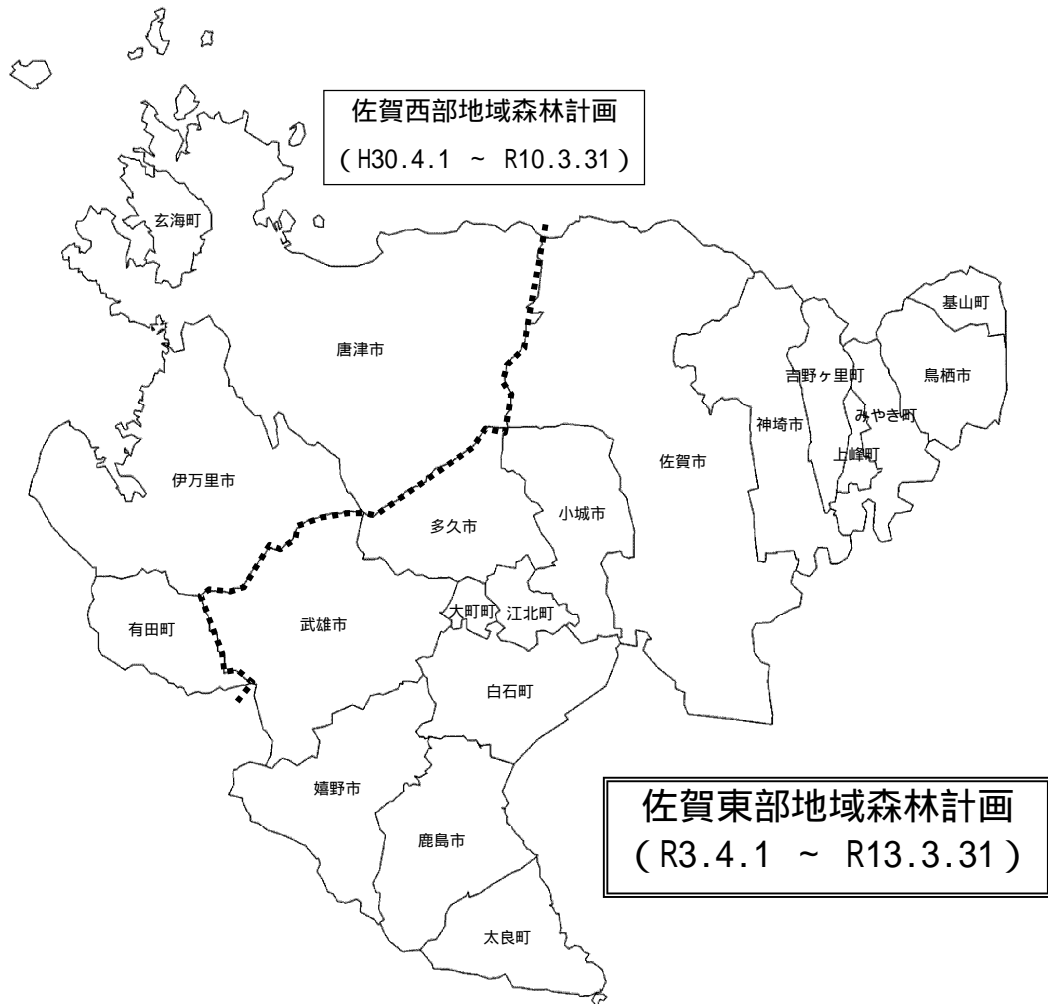
計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域・・・・・・・・・・・・ 8
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - (1) 森林の整備及び保全の目標・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 森林の整備及び保全の基本方針・・・・・・・・・・・・ 9
 - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等・・・・・・・・ 10
- 第3 森林の整備に関する事項
 - 1 森林の立木竹の伐採に関する事項
 - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針・・・・・・・・ 12
 - (2) 立木の標準伐期齢に関する指針・・・・・・・・・・・・ 12
 - (3) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 2 造林に関する事項
 - (1) 人工造林に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 天然更新に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (3) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針・・・・・・・・ 15
 - (4) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - 3 間伐及び保育に関する事項
 - (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針・・・・ 16
 - (2) 保育の標準的な方法に関する指針・・・・・・・・・・・・ 16
 - 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針・・・・・・・・ 19
 - 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
 - (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方・・・・・・・・ 20
 - (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 20

(5) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出 方法	2 0
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施 業の合理化に関する事項	
(1) 森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関 する方針	2 1
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	2 1
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する指針	2 1
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	2 2
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	2 2
(6) その他必要な事項	2 3
第 4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	2 4
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びそ の搬出方法	2 5
(3) 土地の形質変更に当たって留意すべき事項	2 5
(4) その他必要な事項	2 6
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する方針	2 7
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	2 7
(3) 治山事業の実施に関する方針	2 7
(4) 特定保安林の整備に関する方針	2 7
(5) その他必要な事項	2 7
3 鳥獣害の防止に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関 する方針	2 8
(2) その他必要な事項	2 8
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	2 8
(2) 鳥獣害対策の方針(3 に掲げる事項を除く)	2 9
(3) 林野火災の予防の方針	2 9
(4) その他必要な事項	2 9
第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
1 保健機能森林の区域の基準	3 0
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	3 0
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	3 0
(3) その他必要な事項	3 0
第 6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	3 1
2 間伐面積	3 1
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	3 1
4 林道の開設及び拡張に関する計画	3 2

5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	35
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	40
(3)	実施すべき治山事業の数量	40
6	要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期	41
第7	その他必要な事項	
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	42
(附)	参考資料	49

地域森林計画区



..... は、地域森林計画区界

計画の大綱

本地域森林計画は、森林法第5条第1項の規定に基づき、全国森林計画に即し、佐賀東部地域森林計画区に係る民有林について自然的条件を明らかにするとともに、社会的経済的要請を十分考慮した森林の整備の目標、施業の基準、森林の土地の保全に関する事項を明らかにし、計画期間内における伐採、造林、間伐、林道の開設、保安林等に関する計画量を定めるものである。

本計画期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間である。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 地勢、地質、土壌

本計画区は、東部は筑後川、北部は九千部山(標高848m)、脊振山(1,055m)、金山(967m)、雷山(955m)等の脊振山地をもって福岡県、西部は天山(1,046m)、八幡岳(764m)、青螺山(618m)等で佐賀西部森林計画区、南部は経ヶ岳(1,076m)、多良岳(996m)を頂点とする多良岳山系をもって長崎県と境をなしている。

主な河川としては、東部は脊振山系を源とする秋光川、安良川、寒水川、城原川及び田手川があり、それぞれ筑後川に合流している。中央部に嘉瀬川、西部に牛津川、六角川、南部に塩田川があってそれぞれ有明海に注いでいる。本計画区はこれらの流域及びその他の有明海に注ぐ河川の流域を含んでいる。

地質は、北部山岳地帯は神埼花崗岩で東北部から中央部の山麓地帯は第4紀の旧期沖積層で、平坦部は新期沖積層となっている。天山山系は東松浦花崗岩で、石英閃緑岩、安山岩、玄武岩及び旧期沖積層からなり、西部は第3紀層の上に玄武岩類(鬼の鼻山、八幡岳等の山系)あるいは安山岩類(杵島山系、眉山等)がその上に重なり、標高が下がるにつれ第3紀層が露出し、平野部は沖積層になっている。南部は一部沖積層の発達した地区もみられるが、ほとんどの区域は安山岩に被われており、谷筋や山地の一部で讃岐岩、玄武岩が露出している。

土壌は、北部山岳地帯は花崗岩を母体とした土壌が多く、スギ造林地の適地が多く分布している。東部の乾性土壌ではヒノキ林が優先している。西部の第3紀層、安山岩類では砂壤土または壤土、玄武岩類では埴土または埴壤土となっており、地味は普通である。南部は粘土質土壌が広く分布し、他地区に比較してヒノキの適地が多い。

イ 気象

北部及び中央部の年平均気温は山間地で11、平坦地で16である。年間降水量は山間地で2,000~2,400mm、平坦地では1,400~1,800mmである。西部は年平均気温16、年間降水量は山間地、平坦地とも2,000mmである。南部の年平均気温は、14~16で、降水量は平坦地で2,500mm、多良岳山系では3,000mmと他と比較して雨量が多い。本計画区は北部山岳地帯を除いて気候は比較的温暖で、降雨量は南部ほど多い。

(2) 社会的経済的背景

ア 土地利用の状況

本計画区の面積は、159,610haで県総面積244,069haの65%にあたり、そのうち、森林面積は65,626ha(うち国有林10,413ha)で、林野率は41%である。農用地は、平坦地では米作が多く、北部山間部では高冷地野菜、山麓地帯でみかん等の果樹の生産が行われている。

イ 地域産業の概況

本計画区における平成28年度の総生産額は、22,157億円であり、県全体の78%を占めて

おり、そのうち第一次産業の総生産額は628億円(3%)で第二次、第三次産業に比べて著しく低い。

また、林業は第一次産業の2%(11億円)を占めるにとどまっている。

西部地域と南部地域では、比較的第一次産業の生産額比率が高く、県平均を上回っている。

(3) 森林・林業の概要

ア 森林資源等の状況

森林法第5条に基づく本計画区の民有林面積は55,212haで、本県民有林面積94,422haの58.5%を占めている。このうち、人工林が38,459ha(69.7%)、天然林が11,966ha(21.7%)、その他が4,787ha(8.7%)となっており、人工林率は県平均(67.1%)を上回っている。林種別面積、蓄積は下記の表のとおりとなっている。

森林資源の推移(5条森林)

(単位：面積 ha, 蓄積 千m³)

区 分		平成22年度	平成27年度	令和2年度	前期との増減
人工林	面積	38,721	38,424	38,459	35
	蓄積	13,578	15,324	16,934	1,610
	ha当たり蓄積(m ³ /ha)	350	399	440	41
天然林	面積	11,935	11,867	11,966	99
	蓄積	2,317	2,373	2,441	69
	ha当たり蓄積(m ³ /ha)	194	200	204	4
計	面積	50,656	50,291	50,425	134
	蓄積	15,895	17,697	19,375	1,678
	ha当たり蓄積(m ³ /ha)	314	352	384	32
竹林面積		1,638	1,759	1,770	11
無立木地その他面積		3,060	3,020	3,017	3
森林面積合計		55,354	55,070	55,212	142
人工林率(%)		70.0	69.8	69.7	0.1

四捨五入により計は一致しない。

イ 森林資源の推移

過去10か年の森林面積の推移をみると、平成22年度は55,354ha、5年後の平成27年度は284ha減少し、55,070haとなり、令和2年度までに142ha増加し、55,212haとなった。

ウ 伐採及び造林の動向

伐採についてみると、平成28年度～令和2年度(見込)の実績が715千m³、年平均143千m³となっている。

造林については、平成28年度～令和2年度(見込)の実績が234ha、年平均47haとなっている。

エ 基盤整備の状況

令和2年度末(見込)における林道の整備状況は、357路線738km、13.4m/haで、林道密度では県平均の12.3m/haより高い水準となっている。また舗装率は80.3%となっており、県平均81.4%を下回っている。

オ 森林組合の現況

本計画区には、佐賀東部、富士大和、佐賀中部、武雄杵島、鹿島嬉野、太良町の6森林組

合がある。一方、森林組合の未組織市町村は三養基郡内の3町である。

佐賀東部森林組合については、平成15年度佐賀県森林組合改革推進委員会が策定した「佐賀県森林組合改革プラン」により平成26年4月1日に合併し、発足した。

カ 保安林

本計画区の保安林指定面積は、令和2年度末（見込）で19,180ha(延べ24,193ha)で計画区民有林面積の34.7%を占めており、県平均の29.7%を上回っている。種類別にみると、水源涵養保安林16,005ha（計画区民有林面積の29.0%）土砂流出防備等災害防備保安林3,110ha(5.6%)、その他保安林65ha(0.1%)となっており、保安林のうち水源涵養保安林が83.4%と最も大きい。

キ 自然公園

本計画区には、多良岳、脊振北山、川上金立、八幡岳、黒髪山、天山の6つの県立自然公園が指定されており、森林レクリエーションの場として親しまれている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画（平成28年4月1日～令和8年3月31日）の前半5年分の実行結果及びその評価は次のとおりである。

（1）伐採立木材積

- ・主伐については、さかの森林フル活用チャレンジ事業を活用するなどし、積極的に取り組んだ結果427千m³（実行率111%）と計画どおり達成できた。今後とも、再造林の効率化、低コスト化のための新作業システムの導入などにより、森林資源の循環利用を促進する。
- ・間伐については、造林補助事業や森林環境税事業等を活用するなどし、積極的に取り組んだ結果288千m³（実行率66%）となった。

（2）造林面積

- ・人工造林面積については、造林作業を伴う伐採が控えられたことから234ha（実行率30%）となった。
- ・天然更新面積については、電力施設の保安伐採等により59ha（実行率131%）となった。
- ・今後は、次世代スギ精英樹の植栽等による再造林の更なる効率化、低コスト化を図るとともに、天然更新も進めていく。

（3）間伐面積

- ・間伐の面積については、造林補助事業や森林環境税事業等を活用するなどし、積極的に取り組んだ結果6,664ha（実行率72%）となった。

（4）林道の開設及び拡張

- ・林道の開設については、近年の事業費の縮減に伴い7.7km（実行率81%）となった。今後とも計画に沿って林道の開設を進め、路網の充実を図る。
- ・また、林道の拡張についても、開設と同様の影響などにより5.1km（実行率24%）となった。今後とも車両の安全走行、路体の維持のため、改良及び舗装の整備を進める。

（5）保安林指定面積

- ・保安林の指定については実面積ベースで19,180ha（実行率97%）となった。今後とも計画に従って保安林の指定を進める。

（6）治山事業の実施状況

- ・治山事業については、集中豪雨等による新たな山地災害の発生等により、計画の59地区に対し30地区（51%）となった。今後とも、山地災害の復旧、予防対策など計画的に取り組む。

（7）要整備森林の整備状況

- ・要整備森林の整備については、県、市町による公的整備を進めた結果、平成31年度に鳥栖市の1指定を除き、特定保安林の指定を解除した。残りの1指定について、今後とも計画的に整備を行う。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 基本方針

森林は、水源の涵養、県土の保全、山地災害の防止等の公益的機能の発揮及び木材等の林産物の供給を通じて、県民生活と深く結びついてきたところである。さらに近年では、森林が生物多様性の保全に寄与し、地球温暖化防止に貢献する等地球環境保全上の重要な役割に対する認識も深まりつつある。一方、木材の輸入増加等を主因とした、木材価格の長期低迷、森林整備の担い手の減少・高齢化などにより林業生産活動が停滞し、手入れがなされずに放置され、荒廃した森林が増えつつある。また、余暇時間の増大に伴い、森林の保健・文化・教育的な利用に対するニーズは一層高度化・多様化するものと考えられる。

このような現状の下で、森林の有する多面的な機能の高度発揮に対する県民の期待に応えていくためには、「森林保全ゾーン」「林業振興ゾーン」(第2の1(2)参照)を念頭に、複層林施業、長伐期施業等の計画的な実施や天然生林の適確な保全・管理、木材資源の効率的な循環・利用のための適切な保育・間伐の実施など、森林を健全な状態に育成し、循環させるという森林資源の質的充実を基軸とした整備を図ることが必要である。

また、森林レクリエーションの場、森林教育の場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場、都市と山村の交流の場等として森林空間を様々に利用する森林の総合利用に対応した多様な森林資源の整備を推進する必要がある。

さらに、森林整備の基盤として、路網の整備促進を図るとともに、生産及び加工・流通段階における条件整備を地域一体となって積極的に取り組むことが必要である。

上記を踏まえ、佐賀県では、平成24年3月に「新しい佐賀の森林づくりビジョン(ver.2)」を策定し、新たな理念のもと森林づくりを進めている。このビジョンでは、森林の多面的機能の発揮を重視し、針葉樹人工林においては間伐を着実に推進しつつ、針広混交林化、広葉樹林化など多様な森林づくりに積極的に取り組むとともに、森林資源の持続的利用を図るため、適切な施業を計画的に実行していくこととしている。

今回樹立する佐賀東部地域森林計画では、森林・林業基本計画及び全国森林計画に即し、また「新しい佐賀の森林づくりビジョン(ver.2)」の理念及び地域の特性を踏まえ、森林の整備の目標、森林施業、林道の開設、森林の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものである。

(2) 計画期間中の重点施策

ア 多様なニーズに応える多様な森林づくりの推進

全国森林計画に示された森林の姿を具体化するとともに、「新しい佐賀の森林づくりビジョン(ver.2)」の理念を実現するため、県民協働により10年間で5万haの森林整備や100万本の広葉樹植栽などを行う「こだまの森林づくり」として、次に掲げる事項に取り組む。実施にあたっては、これらの取り組みを重点的に実施する地域を設定し、投資効果を高めるとともに、他の地域に対して取り組みの成果を広げていくことを目指す。

(ア) 水資源を守る森林整備

a 人工林については、それぞれの自然条件等にあった適正な整備を図りつつ、長伐期林、複層林等に誘導し、森林資源の多様化を図る。また、県民の多様なニーズを踏まえ、風致・景観等にも配慮し、広葉樹造林及び針広混交林の造成を推進する。

b 本計画区の森林資源は、人工林の齢級別面積が11齢級を中心としたピラミッド型の構成となり、着実に充実しつつあるものの、間伐を必要とする林分が依然として多い。

このため、市町、林業事業者と連携した普及指導に努めるとともに、間伐施業の共同化、作業路網の整備、高性能林業機械の導入等条件整備を図り、効率的な間伐を推進する。

(イ) 防災につながる森林整備

台風や集中豪雨に起因する土砂の崩壊等に伴う山地災害に対処するため、以下の点を推進する。

- a 山地災害危険地区の整備
- b 水源涵養機能の維持・向上のための水源山地の森林整備
- c 快適な生活環境を保全形成するための生活環境保全林整備事業を含めた都市周辺の整備
- d 水源の涵養、土砂流出の防備、公衆の保健を目的とした保安林指定の推進
- e 保安林機能の質的向上に資するための除伐・間伐の実施

(ウ) うるおいとやすらぎのある森林・生命を育む森林整備

森林浴などの場として親しまれる森林及び野生動植物などの自然環境を保全する必要のある森林については、本来の自然植生に十分注意を払いながら保全管理するとともに、必要に応じ広葉樹林の育成や針広混交林への誘導を図る。また、以下の施策を推進し森や緑を育成していく。

- a 県単独事業や、緑の基金事業等も活用した彩りのある緑づくりの推進
- b 生態系の保全等を図るための、緑化用苗木の県内生産の推進

(エ) 木材等環境資源の生産に対応した森林整備

木材は、二酸化炭素の貯蔵、排出抑制を通じて地球温暖化防止に貢献するとともに、人に心地よい感覚を与えたり、再生産が可能であるなど、人と環境に優しい資材である。また、木材の利用により、地域の林業・木材産業を活性化させ、森林整備を促進することで森林の多面的機能の発揮が期待される。このことから、森林の健全性を確保し、需要に応じた木材を供給するため、以下の施策を推進する。

- a 森林の適正な管理を行い、林業生産を活性化するには、素材等の生産コストを縮減することが重要であるため、施業の集団化や機械化により効率化を図るとともに、林道、作業道等の生産基盤の整備を積極的に推進する。
- b 自然条件や経営目的に応じ、適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐（モザイク的）を推進し、持続的・安定的に木材等の生産を図る森林施業を推進する。また、伐採跡地については確実な更新を図る。

イ 多様な主体による森林整備の推進

(ア) 県民協働による森林づくり

森林は、水源の涵養、県土の保全、生活環境の保全、保健休養の場の提供、木材等林産物の供給など多様な機能を有しており、県民生活に限りない恵みを与えている。

このかけがえのない県民共通の財産である森林を育て、次の世代までしっかりと引き継いでいくために森林所有者、県民、団体・関係機関が一体となって森林づくりを推進する。

- a 県民共有の財産である森林の適正な整備・保全のため、NPOや森林ボランティアの育成、強化を図るとともに、県民の意見や要望を取り入れ、企画段階から県民の参加を促進するなど、県民協働による森林づくりを推進する。
- b 森林所有者は、施業の共同化、省力化などと併せ、造林補助事業の取り組みなどにより、森林整備の推進を図る。
- c 環境保全などの面から重要な森林で、所有者の努力では多面的機能の発揮が期待されない森林については、公的な関与により森林整備を推進する。

また、造林関係補助金及び森林整備地域活動支援交付金等を通じ、森林整備に対する支援を行う。

さらに、森林・林業に関する調査、試験研究、技術開発、普及指導等を推進するとともに、特に不在村森林所有者等に対し、森林整備の必要性など普及啓発活動を推進する。

(イ) 森林整備の担い手の育成

- a 森林の整備全体を俯瞰すれば、その大半が林業事業者等が雇用する林業従事者によって担われていることに変わりない。しかしながら、本県における林業従事者は、近年の社会情勢の変化等から急速に減少しており、森林の整備が停滞し、森林の多面的機能の維持発揮の上からも喫緊の課題となっている。本計画区においても同様であり、林業従事者の所得・福利厚生両面から改善する必要がある。

このため、林業従事者に対する社会保障制度の充実、雇用の安定化・長期化及び就労条件の向上に努め、新規就労の促進を図るものとする。また、林業従事者の育成や、林業労働安全衛生対策等を推進し、林業従事者の就労環境の向上を図る。

- b 地域林業の中核となっている森林組合は6組合設立されている。今後、適正な森林施業のもと、林産事業の拡大、木材需要の多様化等に対応できる強固な組織として体制整備を進めることが課題であり、このためには、未組織市町村を含めた組織の再編強化を図るため広域合併を推進する。

一方、生産森林組合についても、大部分が木材価格の低迷等から生産基盤が弱く苦しい経営状況に置かれている。生産森林組合は、地域林業の担い手であることから、組織強化を図り、適正な森林管理の実行による経営の健全化及び組合指導者の育成を行うことなどにより、経営の改善を図る。

また、素材生産業者等の林業事業者についても組織が脆弱であり、質の高い事業者の育成強化を図るため、経営の活性化・効率化及び加工流通部門との円滑な連携を推進する。

ウ 森林の多様な活用の推進

(ア) 木材等森林資源の持続的利用

- a 木材価格の長期低迷と経営コストの上昇による採算性の悪化、それに伴う森林所有者の経営意欲の低下により、林業の生産活動は停滞している。このような状況を打開するためには、各般にわたる県産木材の需要拡大がきわめて重要である。このため、木材利用の普及啓発の強化、公共事業への木材利用の推進、公共施設の木造・内装木質化、県産木材を使った木造住宅の新築等に対する助成などにより、木材需要の拡大を図る。また、木材の利用が森林整備の促進や、地球温暖化の抑止、あるいは健康の増進等につながることへの県民の理解を深めるため、普及啓発活動を推進する。
- b 伐採から製材まで一定の基準で管理・生産する県産乾燥材や、間伐材を利用した丸棒加工場や集成材工場など、用途別に生産・加工・流通の各部門の連携強化等による県産材の安定供給体制の整備、マーケティング活動の展開等を推進する。
- c 県産シイタケや新たな製品の生産促進と消費拡大、地産地消に努める。県民にとって安心・安全な食品の提供と、林家の短期収入源として、特用林産物の生産促進と需要拡大を図る。
- d 林地残材や製材工場で発生するおが屑、建設発生木材等、木質バイオマスを環境への負荷の小さいエネルギー源として利用することが注目されている。地球温暖化防止、循環型社会の形成、林業の活性化といった観点から、未利用木質バイオマスの利用を推進する。

(イ) 森林の多角的利用

森林及び山村地域は、その自然景観や山村が伝統的に育んできた文化等により、都市住民に安らぎと潤いを与えている。

このような中、近年、森林レクリエーションや森林療法（森林セラピー）等に対する関心が高まっている。

本計画区においても、このような特色ある資源の掘り起こしを行うなど、森林総合利用を通じた都市との交流を推進し、山村の活性化を図る。

計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象となる森林の区域は下記のとおりとする。

なお、下記の森林については、（次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については、保安林及び保安林及び保安施設地区の森林を除く。）次の(1)～(3)までの事項の対象となる。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に基づく開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出

市町村別森林面積

（単位：ha）

区 分	面 積	備 考
総 数	55,212	
東部農林事務所	8,233	
鳥 栖 市	1,432	
基 山 町	911	
み や き 町	442	
上 峰 町	85	
神 埼 市	4,568	
吉野ヶ里町	796	
佐賀中部農林事務所	21,080	
佐 賀 市	14,451	
多 久 市	4,848	
小 城 市	1,781	
杵藤農林事務所	25,899	
武 雄 市	10,104	
大 町 町	332	
江 北 町	373	
白 石 町	854	
鹿 島 市	4,050	
嬉 野 市	6,439	
太 良 町	3,748	

- 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、佐賀県農林水産部森林整備課及び関係農林事務所並びに関係市役所とする。
- 3 四捨五入により計は一致しない。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林のおかれている自然的、社会的、経済的諸条件を勘案の上、森林の有する機能ごとにその機能の発揮の上から望ましい森林の姿を、次のとおり定める。

区分	森林の有する機能	機能の発揮の上から望ましい森林の姿
森林保全ゾーン	水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
	山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
	快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、大気浄化、騒音や粉塵等の影響を緩和し、良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林
	保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有し、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション機能の維持増進を図る施設が整備されている森林
	文化機能	史跡、名勝等が存在する森林、又は、これらと一体的となり、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林
	生物多様性保全機能	一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されている森林
林業振興ゾーン	木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮し、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進することとする。

具体的には、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健/レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の発揮を期待する「森林保全ゾーン」、木材等生産機能の発揮を期待する「林業振興ゾーン」に区分し、各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮にも配慮しつつ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病

害虫や野生鳥獣による被害の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進することとする。

これらについては、森林クラウドシステムを効果的に活用し、総合的な森林資源の管理や効率的な施業の推進を図ることとする。

なお、発揮を期待する機能に応じた森林の区分ごとの森林整備の基本方針については、以下のとおり定めることとする。

ア 「森林保全ゾーン」

特に水源涵養機能又は山地災害防止機能を増進させる必要のある森林について、良質な水の安定供給又は災害に強い県土基盤を形成する観点から、水源涵養又は山地災害防止の機能/土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進し、必要に応じて保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、複層林施業や長伐期施業など、高齢級の森林への誘導等を基本とする森林整備を推進すると共に、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源の涵養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山腹の安定等を図る必要がある場合には、山地保全対策に努め、県土の保全と安全で住みよい環境の整備を図る。

また、県民の快適かつ文化的な生活環境の保全のため、県民のニーズに応じて樹種の多様性を維持・増進すると共に、生活環境の保全、保健、風致の保全等のための保安林の指定やその適切な森林管理を推進することとする。

なお、とりわけ希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

イ 「林業振興ゾーン」

特に木材等生産機能を増進させる必要のある森林について、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化及び路網の整備を通じた効率的な整備を推進することとする。

具体的には、自然条件や経営目的に応じ、適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐を推進し、森林の健全性を確保することにより、持続的・安定的に木材等の生産を図る森林施業を推進することとし、高い成長量を有する単層状態の森林や、群状・带状の抜き伐りと集約的な作業によって常時多様な立木が存する複層状態の森林等を造成するための森林施業を推進する。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(単位 面積：ha，蓄積：m³/ha)

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育 成 単 層 林 面 積	38,354	37,945
	育 成 複 層 林 面 積	105	542
	天 然 生 林	11,966	11,948
森 林 蓄 積		384	422

※ 育成単層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

育成複層林：森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

天然生林　：主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急と言った自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

立木の伐採の標準的な方法及び立木の標準伐期齢については、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案し、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため、必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

ア 皆伐

主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の計上、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、保残帯を設け、伐採箇所については適確な更新を図ることとする。

イ 択伐

主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

（2）立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の主伐の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町村の区域に生育する主要な樹種ごとに、

下表に示す林齢を基礎として、市町村の区域内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとし、施業の体系が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとする。

なお、標準伐期齢は地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるためのものではない。

地 区	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	クヌギ	その他広葉樹
佐賀東部 計 画 区	35年	40年	30年	10年	15年

- (3) その他必要な事項
特になし

2 造林に関する事項

裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法及び伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次の事項を指針とし、人工造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに木材需要にも配慮した樹種を選定することとし、木材生産等を念頭に置いた、スギ、ヒノキ等針葉樹やクヌギ等有用広葉樹のほか、特に生態系や景観の保全、多様な森林づくり等を主たる目的とする場合には、地域に生育する母樹から育てられた苗木（さかの樹）を活用するなど、郷土樹種による造林を推進する。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定めるものとする。

なお、画一的な植栽本数の適用につながらないよう、将来、当該森林が特に発揮すべき機能や生産を目指す木材の種類等に応じて幅広く定めるものとする。

(単位：本/ha)

樹種	仕立方法	植栽本数
スギ	中仕立て	1,500～3,000
ヒノキ	中仕立て	2,000～3,000
クヌギ	中仕立て	2,000～3,000

(イ) 人工造林の標準的な方法に関する指針

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理すること、また、林地の保全に配慮するものとする。

b 植付け方法

気候その他の自然条件及び既往の植え付け方法を勘案して植え付け方法を定めるものとし、適期に植え付けること。

なお、適期とは苗木の成長開始の直前とし、2月～4月を目安とする。

また、伐採・搬出と並行して地拵え・植付けを行う一貫作業システムへの取組やコンテナ苗、次世代スギ精英樹の活用などにより、作業工程の効率化に努めるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(ア) 伐採跡地の更新については、森林の有する公益的機能の早期回復と森林資源の造成を図るため、皆伐に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、おおむね2年以内に更新を完了すること。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了すること。

(イ) 保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽すること。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新を行う林分は気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

針葉樹、カシ類、ナラ類、クス、イス、ホオノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、サクラ類、カエデ類、センノキ、ミズキ、キリ等の樹種とし、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

更新は、主としてぼう芽及び天然下種更新とし、林床の状況等から天然稚樹の発生、生育が不十分な箇所について必要に応じ地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うことを定めるものとする。

a 地表処理は、かきおこし、枝条整理等の作業を、ササや粗腐植の堆積等により、天然更新が阻害されている箇所について行うことを定めるものとする。

b 刈出しは、ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うことを定めるものとする。

c 植込みは、天然下種更新の不十分な箇所について行うことを定めるものとする。

d ぼう芽による更新を行う樹種はシイ類、カシ類、ナラ類等とし、目的樹種の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、苗木の植込みを行うことを定めるものとする。

なお、天然更新の完了を確認する方法及び期待成立本数については、附録の「天然更新の完了判断基準」を規範とし、市町村森林整備計画で定めるものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復と森林資源の造成を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、おおむね5年以内に更新を完了すること。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況などを勘案して、天然更新が期待されないものについて、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定めるものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(4) その他必要な事項

特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育に関する事項については、次の事項を指針として、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案し、森林の間伐及び保育を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することにより、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。

特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

樹種	施業体系	間伐時期(年)			間伐率 (本数率)	間伐の方法
		第1回	第2回	第3回		
スギ	中仕立	16~20	21~25	26~30	おおむね20~40%	原則として九州地方林分
ヒノキ	中仕立	16~22	23~29	30~35	おおむね20~40%	密度管理図を利用。

植栽本数 3,000本/ha の場合とする

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育については、更新の完了後、育成しようとする樹木の成長を助け、健全な森林を育成するため、下刈り、除伐、必要に応じて鳥獣害防止対策等の作業を行うこととする。

種類	樹種	実施年齢・回数										備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10~15		20~25
下刈り	スギ	1	1	1	1	1	1						造林木が雑草木の被圧状態になる前に、全刈、筋刈、坪刈等の方法により実施し、造林木が被圧されなくなるまで行う。雑草木の繁茂が著しい場合には、年2回実施する。実施時期は6~8月。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1					
つる切り	スギ												下刈と併行、下刈終了後ツル類の繁茂に応じて効率的に行う。実施時期は6~9月。
	ヒノキ												
枝打ち	スギ												実施時期は11~3月。
	ヒノキ									1回目	2~3回目		
除伐	スギ												目的樹種の完全成材の支障となる広葉樹、かん木類を除去する。造林木の状況により形質生長の不良木を除去する。
	ヒノキ												

植栽本数 3,000本/ha の場合とする

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。

このうち、公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を公益的機能別施業森林として設定することとする。

公益的機能別施業森林は、基本的に県が定める「森林保全ゾーン」内において次の事項を指針として市町村森林整備計画において設定し、区域内における森林施業方法については自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受任し得る範囲内で定めなければならない。

また、県が定める「林業振興ゾーン」内に存在する森林であって、林木の生育が良好で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林については木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域として設定することとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとするが、その際、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域設定の基準に関する指針

森林の公益的機能を高度に発揮することが求められる森林とする。求められる機能に応じ市町村森林整備計画において以下の区域を設定することとする。

なお、それぞれの区域は重複を認めることとする。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(水源涵養機能維持増進森林)

水源涵養機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本とし、個々の森林の自然条件、森林の内容、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点を踏まえて、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林について定めるものとする。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林)

山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本とする。

個々の森林の自然条件や森林の内容を踏まえてダム等の水利施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林について定めるものとする。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(快適環境形成機能維持増進森林)

快適環境形成機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本とし、地域住民に日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や温度を調節する等地域の快適な生活環境の保全に資する森林又は地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林について定めるものとする。

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(保健・文化機能維持増進森林(生物多様性保全を含む))

観光的に魅力のある自然景観や植物群落を有する森林や、史跡・名勝が存在、又は、これらと一体的となり潤いのある歴史的風致を構成している森林であって、身近な自然や自然とのふれあいの場として住民等に憩いと学びの場を提供している森林について定めるものとする。

生物多様性保全森林については地域的に希少な生物が生育・生息する森林、陸地・水域にまたがって特有の生物が生育・生息する溪畔林を構成する森林について定めることとする。

イ 森林施業の方法に関する指針

区域が重複している森林については公益的機能の発揮に支障が生じることがないように施業方法を定めることとする。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(水源涵養機能維持増進森林)

当該森林においては伐期の間隔の拡大を行うとともに、次の条件のいずれかに該当する森林については、モザイク的な小面積皆伐を推進することとする。

- a 地形について
 - (a) 標高の高い地域
 - (b) 傾斜が急峻な地域
 - (c) 谷密度の大きい地域
 - (d) 起伏量の大きい地域
 - (e) 溪床又は河床勾配の急な地域
 - (f) 掌状型集水区域
- b 気象について
 - (a) 年平均又は季節的降水量の多い地域
 - (b) 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
- c その他
 - 大面積の皆伐が行われがちな地域

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林)

当該森林においては伐期を標準伐期齢の概ね2倍とするとともに、モザイク的な小面積皆伐を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、特に次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の小面積皆伐による複層林施業を行うこととする。

- a 地形について
 - (a) 傾斜が急な箇所であること。
 - (b) 傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。
 - (c) 山腹の凹曲線部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。
- b 地質について
 - (a) 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
 - (b) 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
 - (c) 破砕帯又は断層線上にある箇所であること。
 - (d) 流れ盤となっている箇所であること。
- c 土壌等について
 - (a) 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所であること。
 - (b) 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。
 - (c) 石礫地からなっている箇所であること。
 - (d) 表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所であること。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(快適環境形成機能維持増進森林)

当該森林においては伐期を標準伐期齢の概ね2倍とするとともに、モザイク的な小面積

皆伐を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、特に次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の小面積皆伐による複層林施業を行うこととする。

- a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

(工) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(保健・文化機能維持増進森林(生物多様性保全を含む))

当該森林においては伐期を標準伐期齢の概ね2倍とするとともに、モザイク的な小面積皆伐を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、特に次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の小面積皆伐による複層林施業を行うこととする。

また、特に、地域独自の景観が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合については市町村森林整備計画においてその旨を記述することとする。

- a 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林
- d 地域的に希少な生物の保護のため必要な森林(択伐に限る)

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域設定の基準

木材として利用することに適した樹木により構成され、その生育が良好な森林であって、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林とする。

区域については市町村森林整備計画で定めることとし、公益的機能別施業森林との重複を認める。

イ 森林施業の方法に関する指針

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めることとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、林道網の骨格となる林道が着実に整備されてきており、今後は森林施業の効率的な実施に必要な支線的林道等基幹路網の整備を積極的に行う。

基幹路網の整備に当たっては、傾斜や地質等に応じて高性能林業機械による作業システム等に最も効率的な路網配置を計画するとともに整備コストの縮減に努める。

また、既存の森林作業道等のうち、今後も継続的に活用されるものは恒久的な路網として改良を行い、林道として認定を行うなど既存ストックの活用により効率的かつ経済的な整備に努める。

基幹路網の現況

単位 延長：km		
区分	路線数	延長
基幹路網	357	738
うち林業専用道	5	7

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度水準

単位 路網密度：m/ha			
区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100m/ha以上	35m/ha
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75m/ha以上	25m/ha
	架線系作業システム	25m/ha以上	25m/ha
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60m/ha以上	15m/ha
	架線系作業システム	15m/ha以上	15m/ha
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的考え方

林業振興ゾーンにおいて、傾斜区分が25°以下かつ林道等からの最大集材距離・搬出距離が200m以下である区域については、林道等基幹路網の整備と併せて森林作業道等を積極的に開設し、効率的な森林施業を行うための基盤整備を推進することとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網を整備するため、路網整備に当たっては、国が定めた林道規程、林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針を基本として、県が定めた佐賀県林業専用道作設指針及び佐賀県森林作業道作設指針に則り開設することとする。

(5) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。

(1) 森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ

林業を専業としない森林所有者及び不在村森林所有者が多い地域等にあつては、森林組合等への長期の施業委託を促進するものとする。

イ 森林経営規模の拡大に関する方針

市町、農林事務所（森林総合監理士・林業普及指導員）、林業事業者等は、地域林業の活性化のために、森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林所有者との信頼関係を構築しつつ、施業集約化等を推進するため、施業内容やコスト等を明示する提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、県においては、実務を担う森林施業プランナーの育成や能力向上に対する支援、関係部署との連携による境界の明確化や所有者情報の把握・提供に努めることとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業者の体質強化

林業事業者を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、零細規模の事業者の組織化、森林組合の広域合併及び施業の集約化等による経営規模の拡大及び林業機械化の促進等による組織・経営基盤の安定・強化を推進するなど林業事業者の体質強化を図るものとする。

イ 林業就業者の養成及び確保

林業事業者の体質強化により作業間断時の就労に必要な施設の整備、広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険制度及び退職金共済制度等への加入を促進し、就労条件の改善を図る。また、事業者の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の向上を図り、若年就業者にとって魅力ある労働環境の整備に努めるものとする。

さらには、林業就業者の段階的な技術研修等を実施し、専門的知識・技能の修得、技術の向上による人材の養成に努めるものとする。

ウ 林業後継者の育成

林家の子弟等が林業に関心を持ち続け林業に就労しうる環境を醸成するとともに、林研グループ等林業後継者の活動を支援し、林業後継者を育成・確保するものとする。また、後継者が安定して林業経営を維持できるよう特用林産物の生産等複合経営の導入、生活環境の改善等に努めるものとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林の多様な機能を持続的に発揮できる施業を目指し、森林資源の循環利用を適切に進めていくため、間伐等非皆伐作業及び小面積皆伐作業を効率的に実施し、地域の作業条件にきめ細かく対応しつつ、労働強度の軽減と省力化を図る作業システムの構築を目指す。

作業システム

現地の状況に応じ、スイングヤーダ、プロセッサ、フォワーダ等による集材・造材・運搬を行うなど、木材生産コスト縮減を図る。なお、環境負荷低減の観点から、機械作業による土壌の攪乱、締め固め及び残存木への被害を極力抑えることに配慮することとする。

なお、指向すべき作業システムの考え方は次の表を参考に定めるものとする。

表 作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	150 ~ 200	30 ~ 75	ハーベスタ	グラップル ウインチ	(ハーベスタ)	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15~30°)	車両系	200 ~ 300	40 ~ 100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	(ハーベスタ) プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100 ~ 300	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	トラック
急傾斜地 (30~35°)	車両系	300 ~ 500	50 ~ 125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150 ~ 500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	トラック
急峻地 (35°~)	架線系	500 ~ 1500	500 ~ 1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注：この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により現しつつ、傾斜及び路網密度と関連付けたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整するものである。なお、「グラップル」には、ロングリーチ・グラップルを含む。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材流通の合理化

流域を単位として計画的な木材生産を推進し、伐出の共同化の促進等により出材ロットの拡大を図るとともに、原木市場の土場の拡張等施設整備及び山土場や中間土場から供給先への直送を行うことによる木材流通の合理化に努めるものとする。

また、佐賀西部地域の集成材工場やバイオマス発電施設へ木材を供給する流通体制についても考慮するものとする。

イ 木材加工の合理化

地域材の加工の低コスト化、高付加価値化を図るため、高性能機械の導入による製材工場等の近代化や高次加工工場の導入等に努めるものとする。特に小径木、中径並材の生産の増加が見込まれる地域については、小中径木を対象とした小品種量産工場との連携に努めることとする。また、これら量産工場及び高次加工工場等との連携による、地域集積のメリットを生かすため、木材加工体制の再編整備に努めるものとする。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、ふる郷木づかいプロジェクトの流域森林・林業活性化部会の活動を支援し、地域材の産地形成の推進などについて地域の林業関係者等の合意形成に努めるものとする。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興を図るため、用排水施設、集落広場、保健増進施設等の生活環境等の整備により、レクリエーションや環境教育等の場として都市と山村の交流に努めるものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(単位：ha)

所在		面積	留意すべき事項	備考	
市町	地区(大字)				
佐賀東部 計画区計		(5,013) 19,080	「保安林」については、各保安林の指定施業要件により保全機能の確保を図るものとする。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 (2,694) 土砂崩壊防備保安林 水害防備保安林 干害防備保安林 落石防止保安林 魚つき保安林 航行目標保安林 保健保安林 (2,297) 風致保安林 (22)	15,930 2,964 1 2 116 2 1 2 54 8
東部農林 事務所計		(515) 2,439	〃	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 (171) 干害防備保安林 保健保安林 (344)	1,918 442 48 31
鳥栖市	柚比町・神辺町・河内町・河内町貝方・河内町転石・牛原町・山浦町・平田町・立石町・村田町	(24) 525	〃	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林 (24)	380 94 20 31
基山町	園部・宮浦・小倉	(66) 222	〃	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林 (66)	128 94 -
みやき町	(中原) 原古賀・養原 (北茂安)	(57) 85	〃	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林 (57)	54 31 -
上峰町	堤	(54) 55	〃	水源かん養保安林 保健保安林 (54)	55 -
神埼市	(神埼) 志波屋・的・城原・尾崎 (脊振) 鹿路・服巻・広滝	(201) 1,117	〃	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 (171) 干害防備保安林 保健保安林 (30)	892 197 28 -
吉野ヶ里町	(東脊振) 松隈・石動・三津 (三田川)	(113) 435	〃	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林 (113)	409 26 -
佐賀中部 農林事務所計		(1,679) 8,825	「保安林」については、各保安林の指定施業要件により保全機能の確保を図るものとする。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 (1,108) 水害防備保安林 干害防備保安林 保健保安林 (571)	7,192 1,579 2 47 5
佐賀市	(佐賀) 金立・川久保 (大和) 松瀬・名尾・梅野・久池井・八反原・川上・久留間 (南山) 下熊川・内野・上熊川・鎌原・菅木・市川・杉山・古湯・畑瀬 (北山) 栗並・大串・大野・中原・麻那古・下無津呂・上無津呂・藤瀬・古湯・下合瀬・上合瀬 (小関) 関屋・小副川 (三瀬) 杠・三瀬・藤原	(459) 5,495	〃	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 (290) 水害防備保安林 保健保安林 (169)	4,324 1,164 2 5
多久市	多久町・板屋・多久原・小侍・納所・別府・下多久・花祭・長尾	(668) 2,214	〃	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 (463) 保健保安林 (205)	1,995 219 -
小城市	(小城) 松尾・岩藏・畑田・晴氣・池上 (三日月) 織島 (牛津) 上砥川	(552) 1,116	〃	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 (355) 干害防備保安林 保健保安林 (197)	873 196 47 -

(単位: ha)

所在		面積	留意すべき事項	備考
市町	地区(大字)			
杵藤農林 事務所計		(2,819) 7,816	「保安林」については、各保安林の指定施業要件により保全機能の確保を図るものとする。 ものとする。	水源かん養保安林 6,820 土砂流出防備保安林 (1,415) 943 土砂崩壊防備保安林 1 干害防備保安林 21 落石防止保安林 2 魚つき保安林 1 航行目標保安林 2 保健保安林 (1,382) 18 風致保安林 (22) 8
武雄市	(武雄) 武雄・富岡 (橋) 芦原・片白・大日・永島 (朝日) 中野・甘久 (若木) 本部・川古 (武内) 真手野 (東川登) 永野・袴野 (西川登) 小田志・神六 (山内) 犬走・鳥海・宮野・大野 (北方) 大渡・芦原・大崎・志久	(515) 2,174	"	水源かん養保安林 1,708 土砂流出防備保安林 (345) 465 落石防止保安林 1 保健保安林 (148) - 風致保安林 (22) -
大町町	福母・大町	(100) 133	"	水源かん養保安林 109 土砂流出防備保安林 (54) 24 保健保安林 (46) -
江北町	山口・佐留志	49	"	水源かん養保安林 11 土砂流出防備保安林 38
白石町	(白石) 馬洗・堤・湯崎 (有明) 辺田・田野上・坂田・深浦・	(102) 177	"	水源かん養保安林 111 土砂流出防備保安林 61 保健保安林 (102) - 風致保安林 5
鹿島市	飯田乙・飯田丙・音成乙・音成丙・音成丁・古枝乙・山浦甲・山浦丁・山浦戊・山浦乙・山浦丙・三河内甲・三河内乙・三河内丙・三河内丁・三河内己・三河内戊	1,266	"	水源かん養保安林 1,213 土砂流出防備保安林 49 干害防備保安林 1 風致保安林 3
嬉野市	(塩田) 谷所甲・谷所乙・谷所丙・五町田甲・五町田乙・大草野甲・大草野丙・馬場下乙・馬場下甲・久間丙・久間甲・久間丁 (嬉野) 吉田甲・吉田乙・吉田丙・吉田丁・下野甲・岩屋川内甲・岩屋川内乙・岩屋川内丙・不動山丙・不動山乙・不動山甲・下宿丙・下宿丙・下宿丁・下宿甲・下野丙・下野乙	(331) 1,503	「保安林」については、各保安林の指定施業要件により保全機能の確保を図るものとする。	水源かん養保安林 1,235 土砂流出防備保安林 247 干害防備保安林 20 落石防止保安林 1 保健保安林 (331) -
太良町	糸岐・多良・伊福甲・大浦己・大浦丁	(1,771) 2,514	"	水源かん養保安林 2,433 土砂流出防備保安林 (1,016) 59 土砂崩壊防備保安林 1 魚つき保安林 1 航行目標保安林 2 保健保安林 (755) 18

令和元年度末で保安林指定が確定した面積を計上

()書きは兼種保安林

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
該当なし

(3) 土地の形質変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全については第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標及びその森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとする。

また(2)に該当する森林については、森林の土地の保全に特に留意するものとする。

なお、土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に

立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切り取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

ア その行為が、開発の許可を要するものについては、森林法第10条の2第2項の各号を満たす計画であること。

イ 許可制の適用を受けない開発行為にあってもアの主旨に沿って行われるよう努めること。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項」に則し、森林に関する自然的条件、社会的要請により公益的機能の発揮が特に要請される森林については、保安林として指定する。

保安林に指定した森林のうち、急傾斜地など自然条件が悪く、森林所有者の自助努力によっては適正な整備が見込めない森林については、治山事業等の公的関与による森林整備を推進することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害・水害・潮害・干害・雪害又は霧害の防備、なだれ又は落石の危険防止、火災の防備のいずれかの目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において保安施設地区として指定することができるものとする。

なお、保安施設地区としての指定有効期間の満了の時に森林であるものは、既に保安林となっているものを除き、保安林へ転換し、管理するものとする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設整備を行う。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図るため、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて在来種による緑化など生物多様性の保全に努めることとする。

(4) 特定保安林の整備に関する方針

指定の目的に即して機能を発揮していないと認められる保安林であって、その区域内に下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するために早急に施業が実施されることが相当であり、かつ、施業を行うことにより早期に機能の回復・増進が図られると見込まれる森林(要整備森林)を含むものについては当該保安林を特定保安林として指定する。

特定保安林及び要整備森林の所在や実施すべき施業の方法及び時期等については第6の6に示す。

(5) その他必要な事項

特になし。

3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害の防止に関する事項では、ニホンジカ等の日本各地で深刻な森林被害をもたらしている鳥獣に関して各方針を定めることとする。

ニホンジカ等による被害がある森林、若しくは、被害が発生する恐れがある森林が確認された場合は、その区域等を明確化して鳥獣害防止対策を推進することとする。

なお、具体的な区域や防止の方法については、次の事項を規範として市町村森林整備計画において定めることとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に則して、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、必要に応じて鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適度な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するための防護柵や幼齢木保護具等の効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとする。

この際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

ア 鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法の方針

鳥獣害の防止の方法が実施された区域について、被害防止効果の発揮が期待できる適切な実施状況となっているか確認するための方法を定めることとする。

なお、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するための方法については、必要に応じて、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等の確認に有効な方法について定めることとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

ア 松くい虫被害については、森林資源として重要な松林を保全するために松林の整備を行うとともに、徹底した松くい虫被害対策を図る。

特に、森林病虫害等防除法第7条の5第1項の規定により指定された高度公益機能森林及び被害拡大防止森林並びに同法第7条の10第1項の規定により策定される地区実施計画の対象松林(以下、「対策対象松林」と総称する。)については、周辺環境や被害状況等を総合的に考慮し、松林ごとに適した防除を計画的に推進するため、「松くい虫被害対策事業推進計画」を策定する。

なお、市町長は、当該市町の区域内の対策対象松林における自主的な被害対策の推進を図るため、「松くい虫被害対策事業推進計画」に即して、「松くい虫被害対策自主事業計画」を策定するものとする。

また、これらの計画については、次に掲げる事項について定めることとし、計画期間は策

定年度の4月1日を始期とする5カ年間とする。

- (ア) 松くい虫被害対策推進計画
 - a 松くい虫被害対策事業の実施方針
 - b 松くい虫被害対策事業の実施に関する基本計画
 - 松くい虫防除実施事業の基本計画
 - 松林健全化整備事業の基本計画
 - 樹種転換実施事業の基本計画
 - c その他松くい虫の被害対策に関連する事業に関する事項
- (イ) 松くい虫被害対策自主事業計画
 - a 自主事業計画の対象松林の区域
 - b 自主防除事業の実施計画
 - c 松林健全化整備事業の実施計画
 - d 樹種転換実施事業の実施計画

イ ナラ枯れについては、近年、全国的に被害が拡大傾向にあるが、防除においては、被害の発生を迅速に把握し初期段階で防除を行うことが重要であることから、被害発生への注意喚起を行うこと等により、被害監視体制を整備するとともに、必要に応じて里山等における広葉樹の整備を通じた被害の未然防止を検討していくこととする。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

3(1)アに定める対象鳥獣以外の鳥獣害については、農地が中心となっているが、里山を中心とした森林においても被害が発生していることから、有害鳥獣対策担当部局と連携し、被害の防止に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

ア 林野火災の予防に関する事項

林野火災の発生件数は年により増減があるが、入林者が増加する春を中心として、防火意識を高める啓発活動を行うとともに、林野火災の拡大を防止するため、必要に応じ防火線、防火水槽等の施設を設置する。

イ 火入れに関する事項

森林病虫害の駆除等のための火入を行う際には市町村森林整備計画に定められる留意事項に従って行うこと。

(4) その他必要な事項

ア 森林の巡視に関する事項

森林の巡視の際は、火災の防止、有害鳥獣若しくは病虫害、風水害、その他災害による被害の早期発見に努めること。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の被害を防止するため、必要な保護標識等を設置するものとする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成や周辺における森林レクリエーションの動向、森林療法（森林セラピー）に対する要望等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の動向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養機能や国土保全機能等森林の有する諸機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策などを行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の動向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高））を定め、施設の高さを検討するうえでは、施設周辺の期待平均樹高も考慮するものとする。

(3) その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	2,040	2,021	19	1,217	1,198	19	823	823	-
前半5カ年の 計画量	992	982	10	561	551	10	431	431	-

2 間伐面積

単位：ha

区 分	間伐面積
総 数	12,059
前半5カ年の計画量	6,159

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	2,246	84
前半5カ年の計画量	1,059	33

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(開設)

(単位 延長: Km , 面積: ha)

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図面 番号	備考	
開設	自動車道	林道	鳥栖市	河内1号	0.7	40		5005		
				河内2号	0.8	30	5006			
				河内3号	0.8	40	5007			
				河内4号	0.4	40	5008			
			小計	(4路線)	2.7					
			基山町	契山	1.8	62		4310		
				小計	(1路線)	1.8				
			みやき町	寒水川1号	0.7	25		6000		
				寒水川2号	0.4	30		5009		
			小計	(2路線)	1.1					
			佐賀市	小切	0.7	25		6226		
				杉ノ本	1.4	32		5244		
				西原后浦	2.5	34		5001		
				后浦支線	1.0	12		5002		
				鈴隈	1.8	12		5003		
				嘉瀬1号	1.2	75		4007		
				嘉瀬2号	0.8	90		4008		
				大野原西	1.8	110		4154		
				神水川	1.7	120		4155		
			小計	(9路線)	12.9					
多久市	伯父山	1.0	88		4269					
	堤口	0.3	50		4272					
	徳蓮	1.5	70		4267					
小計	(3路線)	2.8								
神崎市	神之隈	1.2	40		5179					
	三谷~仁比山	0.8	18		6151					
小計	(2路線)	2.0								
武雄市	本部・眉山	1.8	34		5739					
	四方殿	0.2	30		5727					
	木登沢	0.5	10		6736					
	下山	0.5	12		6733					
	小越	1.8	20		6732					
	小越~スラン谷	2.3	42		5724					
	柴折	2.0	52		4720					
	徳蓮岳	2.5	80		4723					
小計	(8路線)	11.6								
大町町	前髪	0.8	32		5743					
	聖岳2号	0.2	60		4724					
小計	(2路線)	1.0								
鹿島市	松ノ坂	2.6	62		4803					
小計	(1路線)	2.6								
太良町	古賀倉支線	0.8	11		4013					
	角の内	0.2	74		4811					
	黒木岳	1.5	42		5820					
小計	(3路線)	2.5								
小計			(35路線)	41.0						
開設	自動車道	林業専用道	多久市	灰の元	1.1	22		6005		
			小計	(1路線)	1.1					
			小城市	北山	1.9	57		4285		
			小計	(1路線)	1.9					
			神崎市	竜作	0.7	54		5209		
			小計	(1路線)	0.7					
太良町	横川	3.7	49		5821					
	風配2号	1.5	35		5822					
	安永	2.0	40		5823					
小計	(3路線)	7.2								
小計			(6路線)	10.9						
合計			(41路線)	51.9						

(改良)

(単位 延長: Km, 面積: ha)

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	利用区 域面積	前半5力年 の計画箇所	対図面 番号	備考		
改良	自動車道	林道	佐賀市	市川	0.1	83		4122			
				山神	0.1	54		4145			
				雷山	0.1	115		4123			
				雷山横断	1.6	1,517		1008			
				板の原	0.1	112		4131			
				金山脊振	1.5	1,178		1006			
				貝野	0.1	42		5127			
				井手野	0.1	50		4243			
				中の宇土	0.1	42		4173			
				天山横断	2.1	509		2121			
				穴田	0.1	37		5146			
				栈敷野口	0.8	205		3110			
				彦岳	1.5	310		3111			
				佐賀北部	0.9	1,832		1002			
				城山	0.3	32		4240			
				大野原	0.4	52		4137			
				金立山	1.2	118		4101			
				笹ノ瀬	0.3	42		5250			
				太郎浦	0.4	40		5249			
			小計	(19路線)	11.8						
			鳥栖市	九千部山横断	1.2	1,582		1009			
				一の坂・河内	0.1	83		4000			
				横井	0.1	50		4300			
				鳥越	0.1	45		5302			
				頭野・芳谷	0.1	76		4301			
			小計	(5路線)	1.6						
			基山町	九千部山横断	0.3	72		1009			
				一の坂・河内	0.1	65		4000			
				岩坪	0.1	58		4306			
				鎌浦	0.1	14		4307			
			小計	(4路線)	0.6						
			上峰町	屋形原	0.3	33		5309			
			小計	(1路線)	0.3						
			神崎市	馬場野	0.5	81		4196			
				釜蓋	0.5	59		4202			
				古釜	0.1	31		5202			
				竹耕地	0.1	30		5205			
			小計	(4路線)	1.2						
			武雄市	赤穂山内田	0.7	53		4713			
				百枚	0.4	30		5729			
				焼米	0.3	14		6714			
			小計	(3路線)	1.4						
			江北町	花祭	2.3	48		5736			
			小計	(1路線)	2.3						
			白石町	道祖谷	1.7	22		5737			
				湯崎	1.7	20		5723			
				川津・嘉瀬川	4.0	96		4710			
			小計	(3路線)	7.4						
			鹿島市	多良岳横断	0.1	582		1000			
				中木庭	0.1	43		5807			
			小計	(2路線)	0.2						
			嬉野市	多良岳横断	3.9	1,188		1000			
小計	(1路線)	3.9									
太良町	経ヶ岳	0.6	324		3800						
	風配	1.4	39		6811						
	多良岳横断	0.1	2,088		1000						
	古賀倉	3.4	73		4812						
	柳谷	0.1	110		4813						
	座木	3.6	91		4819						
	城平	2.7	63		4818						
	観音	1.4	31		5816						
	フラン	1.2	37		5815						
小計	(9路線)	14.5									
合計			(52路線)	45.2							

(舗装)

(単位 延長: Km, 面積: ha)

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図面 番号	備考	
舗装	自動車道	林道	嬉野市	上不動	0.3	145		4851		
				北志田	0.5	39		5832		
			小計	(2路線)	0.8					
			江北町	花祭	2.3	48		5736		
				小計	(1路線)	2.3				
合計			(3路線)		3.1					

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位：ha)

保安林の種類	面積	前半5カ年の計画面積	備考
		総数(実面積)	
水源かん養のための保安林	16,542	16,328	
災害防備のための保安林	6,325	6,074	
保健、風致の保存等のための保安林	2,391	2,388	

1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定されている保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳に一致しない。

計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位:ha)

指定 / 解除	種類	流域	森 林 の 所 在		面 積		指定又は解除を必要とする理由	備考	
			市町村	区 域 (林 班)		うち前半5年分			
指定	水 源 かん養	筑後川	鳥栖市	河内町	15	9	水資源の確保のため森林の施業を制限する必要がある。		
			基山町	宮浦、小倉	11	6			
			みやき町	蓑原	12	7			
			上峰町	坊所	1	1			
			吉野ヶ里町 (東脊振)	松隈	1	1			
			神埼市 (脊 振)	鹿路、腹巻、広滝	41	25			
		小計				81			49
		川上川	佐賀市 (南 山)	古湯、畑瀬	139	83			
			(北 山)	栗並、大串、中原、麻那古、上無津呂、 藤瀬、古場					
			(小 関)	関屋、小副川					
			(三 瀬)	藤原					
		小城市 (小 城)	畑田	5	4				
		小計				144			87
		川上川～ 長崎県境	多久市	多久原、花祭	12	7			
			武雄市		162	97			
			(武 雄)	武雄、富岡					
			(橋)	芦原、片白、大日、永島					
			(朝 日)	中野					
			(若 木)	本部、川古					
			(武 内)	真手野					
			(東川登)	永野、袴野					
			(西川登)	小田志、神六					
			(山 内)	犬走、鳥海、宮野、大野					
(北 方)	大渡、大崎、志久								
大町町	大町	5	3						
白石町 (白 石)	堤	10	5						
(有 明)	辺田、田野上								
鹿島市	山浦甲、山浦丁、山浦戊、山浦乙、 山浦丙、三河内乙、三河内丙、三河内丁	57	35						
太良町	糸岐、多良、伊福甲	40	24						
嬉野市		26	16						
(塩 田)	谷所甲、谷所丙、馬場下乙								
(嬉 野)	吉田甲、吉田乙、吉田丙、下野乙								
小計				312	187				
計				537	323				

(単位:ha)

指定 / 解除	種類	流域	森 林 の 所 在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考	
			市町村	区 域 (林 班)		うち前半5年分			
指定	土砂流出防 備	筑後川	鳥栖市	河内町		14	7	山地災害危険地区等の災害危険地区に存する森林で土砂流出を防止するため森林の施業を制限する必要がある。	
			基山町	園部、宮浦		7	5		
			みやき町	蓑原		8	3		
			吉野ヶ里町 (東脊振)	松隈、石動		4	2		
			神埼市 (脊 振)	鹿路、腹巻、広滝		49	26		
		小計					82		43
		川上川	佐賀市				81		42
			(大 和)	名尾、梅野、川上					
			(南 山)	梅野、上熊川、鎌原、古湯					
			(北 山)	栗並、大野、麻那古、上無津呂、藤瀬					
		(小 関)	小副川						
		(三 瀬)	杠、三瀬、藤原						
		小城市					16		8
		(小 城)	松尾、岩蔵、畑田、晴気						
		(三日月)	織島						
		小計					97		50
		川上川～長崎県境	小城市				1		1
			(牛 津)	上砥川					
			多久市				24		12
			板屋、多久原、小侍、納所、別府						
			武雄市				96		49
			(武 雄)	武雄					
			(若 木)	本部、川古					
(武 内)	真手野								
(東川登)	永野、袴野								
(西川登)	小田志、神六								
(山 内)	三間坂								
(北 方)	大崎、志久								
大町町					3	1			
大町									
江北町				6	3				
山口									
白石町				11	6				
(白 石)	堤、湯崎								
(有 明)	深浦								
鹿島市				49	25				
古枝乙、山浦丙、三河内乙、三河内丙									
太良町				8	5				
多良									
嬉野市				67	35				
(塩 田)	五町田乙、大草野丙								
(嬉 野)	吉田甲、吉田丙、不動山丙、不動山乙 不動山甲、下宿丙								
小計					265	137			
計					444	230			

(単位:ha)

指定 / 解除	種類	流域	森 林 の 所 在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考			
			市町村	区 域 (林班)		うち前半5年分					
指定	干害防備	川上川	小城市		18	10	ダム、溜池等水質の悪化の防止の必要があるため森林の施業を制限する必要がある。				
			(小 城)	岩蔵、畑田							
		小計				18			10		
		川上川～長崎県境	多久市		多久町、長尾	11			6		
			武雄市		武雄	26			13		
		(武 雄)		永島							
		(橋)		本部							
		(若 木)		真手野							
		(武 内)		犬走							
		(山 内)		大渡、原、大崎、志久							
(北 方)											
大町町		福母、大町	2	1							
江北町		上小田、惣領分、山口	4	2							
小計				43	22						
計				61	32						
指定	落石防止	川上川～長崎県境	武雄市		9	5	山地災害危険地区で落石の危険があり、森林で落石を緩和するため森林の施業を制限する必要がある。・・・				
			(武 雄)						武雄		
			(橋)		永島						
		白石町		7	3						
		(有 明)		坂田							
小計				16	8						
計				16	8						
指定	保 健	筑後川	鳥栖市		0	0	公衆の保健 休養等生活 環境保全に 資するため 森林の施業 を制限する 必要がある。				
			基山町						宮浦、小倉		
			みやき町						蓑原		
			吉野ヶ里町						1	1	
			(東脊振)								松隈
		神埼(脊振)		腹巻、広滝							
		小計				1			1		
		川上川	佐賀市		金立	1			0		
			(佐 賀)		梅野、川上						
			(大 和)		杠、三瀬						
		小計				1			0		
		川上川～長崎県境	多久市		板屋、小侍	1			0		
			小城市		0	0					
			(小 城)						岩蔵		
			武雄市		2	1					
			(武 雄)						武雄、永島		
			(若 木)						本部		
(武 内)			真手野								
(山 内)		宮野									
(北 方)		大崎、志久									
大町町		大町	0	0							
太良町		系岐	2	2							
小計				5	3						
計				7	4						
合 計											
水かん・土流・干害・落石防止・保健					1,065	597					

1 合計欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳に一致しないことがある。

計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(単位：ha)

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
水源かん養保安林			9,263	9,263	9,263
土砂流出防備保安林			3,940	3,940	3,940
土砂崩壊防備保安林			96	96	96
計	0	0	13,299	13,299	13,299
その他の災害防備のための保安林					
魚つき保安林					
保健保安林			1,720	1,720	1,720
その他の保安林					
計	0	0	1,720	1,720	1,720
合 計	0	0	15,019	15,019	15,019

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当無し

(3) 実施すべき治山事業の数量

(単位：地区)

市 町	森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
	区 域		前半5力年 の計画			
	旧市町村	字				
鳥栖市		鬼迫、朝日、河内、若林、杓子	5	2	溪間工、山腹工、本数調整伐	
みやき町	中原町	山田、深底	2	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
上峰町		鳥越	1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
佐賀市	佐賀市	金立山、十二本杉	2	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	大和町	西野、男女山、仏坂、一本杉、熊ノ峰、 出手の原、渡都城、平原、小松尾、 西名尾、荅谷	11	0	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	富士町	雨降、永淵、合瀬、上の山、一本松、山 口、本村、大野、小平、南尾、野峠、天 水、大河内、大前田、井出口、猪喰、植 木、一本黒木、中ノ原、貝野、溜山、中 岳、神田、大佐古、上浦、大野原、立石	27	3	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	三瀬村	岸高、神有、河原谷、平松、小切、山 中、栗原、川内谷	8	0	溪間工、山腹工、本数調整伐	
多久市		稗古場、灰の元、中野、菅蓋、山頭、荒 平、相ノ浦、仏防、廣平、宇土、仁田 尾、遠見山、碓、内浦、松ヶ浦、北野、 後野、田柄、岡、別府、岸川、西岳、袖 山、反田、下古場、申ヶ峰、花祭、すず か山、小谷、後久保、八久保	31	7	溪間工、山腹工、本数調整伐	
小城市	小城町	散四本、宮ノ尾、荒谷、桑鶴、江里山、 新谷、天道、米尾、大久保、向、二本柳 池、川内、観音古賀、宮の後、蛇谷、清 水、山伏谷、大久保、寒気、平床	20	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
神埼市	神埼町	北外	1	0	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	脊振村	平野、鼻倒、井手平、広瀧西、一谷、 東鹿路、古賀ノ尾、西小松原、一番ヶ瀬	9	2	溪間工、山腹工、本数調整伐	
吉野ヶ里町	東脊振村	一本杉、折敷野、上三津、永坂、 屋敷原	5	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
武雄市	武雄市	黒岩、檜崎、柿田代、小谷、馬ノ谷、 御船山、姥子原、池ノ平、菅牟田、 小田志、永野、片白、小川、小路	14	4	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	山内町	黒髪岳、川内、蓮和、中郷、岩矢、 小路、荻原	7	3	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	北方町	上大峠、具良木、莉谷、大平、原田、 医王寺、中峠	7	4	溪間工、山腹工、本数調整伐	
白石町	白石町	堤、嘉瀬川、渡平	3	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	有明町	笹山添、山荒	2	2	溪間工、山腹工、本数調整伐	
江北町		一本松、一本杉、直塚、土元、新山	5	0	溪間工、山腹工、本数調整伐	
大町町		杉谷、弥護原、弁天籠	3	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
鹿島市		野口、上古枝、奥山、浅浦、大木庭、 野方、三嶽、横嶽、浄土、地藏、 赤岩、平谷、四方坂	13	3	溪間工、山腹工、本数調整伐	
嬉野市	塩田町	永谷、殿ノ木庭、大山谷、鍋野、 畦川内、五町田	6	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	嬉野町	一本杉一、井手口、加杭、岩ノ下、 小杭、宇坪、川棚越、両岩、中不動、 寺辺田、平重、田手ノ坂、春日、 赤瀬、内野山、四屋谷、平野、 不動山、七ツ川内、広川原、小松原、祇 園	22	5	溪間工、山腹工、本数調整伐	
太良町		多良岳、大川内、大平、古賀倉、 金目、蕪田、角の内、船倉	8	3	溪間工、山腹工、本数調整伐	
合 計			212	46		

6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期

(単位：ha)

特定保安林	市町		要整備森林				実施すべき施業の方法及び時期等							備考	
	番号	位置	所在	林班 小班群	小班	面積	造林			伐採					その 他 必要
35 - 土流	1	河内町字鶴1997-1	7-ホ	95	0.30	種類	面積	種類	面積	方法	種類	面積	方法	時期	
					0.30		0.30	間伐	0.30	伐採率		0.30		R8. 3.31	-
					0.30		0.30								
計															

注) 1 特定保安林欄の番号は、特定保安林の指定順に付された一連番号で、「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林を示す。

2 伐採の方法欄の伐採率は、71～100%を「 」、31～70%を「 」、30%以下を「 」と区分している。

3 時期欄は、当該箇所の施業を完了すべき期限である。

4 備考欄には、選定調査年度を記載している。

第7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(単位: ha)

種類	森林の所在			施業方法	
	市町	区域(大字)	面積	伐採方法	その他
水源かん養保安林	鳥栖市	河内町・牛原町・山浦町・平田町・立石町	380	<p>1 伐採種</p> <p>(1)林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出する恐れがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になる恐れがあると認められる森林にあつては、択伐(その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐)</p> <p>(2)その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>2 伐期齡</p> <p>主伐は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上とする。</p> <p>ただし、樹種又は林相を改良するために必要と認められる場合はこの限りではない。</p> <p>3 伐採限度</p> <p>(1)伐採年度毎に皆伐による伐採ができる1箇所当たりの面積の限度は、省令で定めることにより、その保安機能の維持又は効果を図る必要の程度に応じ、当該指定施業要件を定める者が指定する面積の範囲内とする。</p> <p>(2)伐採年度毎に択伐による伐採ができる立木の材積は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積に相当する数に省令で定めることにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(3)間伐について伐採年度毎に択伐による伐採ができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木材積の3.5/10を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠の疎密度が8/10を下まわっても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後において樹幹疎密度が8/10以上に回復することが確実に認められる範囲内とする。</p>	<p>1 植栽方法</p> <p>満1年以上の苗を、概ね1ha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める本数以上の割合で均等に分布するように植栽する。</p> <p>2 植栽期間</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽する。</p> <p>3 植栽樹種</p> <p>スギ、ヒノキ、マツ類の針葉樹及びクヌギ等の当該地域で一般的に造林が行われ、かつ当該森林において適確な更新が可能である高木性の広葉樹等を植栽する。</p>
	基山町	園部・小倉	128		
	みやき町	(中原) 簗原・原古賀	54		
	上峰町	堤	55		
	神埼市	(脊振) 鹿路・服巻・広滝	892		
	吉野ヶ里町	(東脊振) 松隈・石動・三津	409		
	小計		1,918		
	佐賀市	(佐賀) 金立・川久保 (大和) 松瀬・名尾・梅野・久池井・川上・久留間 (南山) 下熊川・内野・上熊川・鎌原・菅木・市川・杉山・古湯・畑瀬 (北山) 栗並・大串・大野・麻那古・下無津呂・上無津呂・藤瀬・古場・下合瀬・上合瀬 (小関) 関屋・小副川 (三瀬) 杠・三瀬・藤原	4,324		
	多久市	多久町・板屋・多久原・小侍・納所・別府・下多久・長尾	1,995		
	小城市	(小城) 松尾・岩藏・畑田・晴氣 (牛津) 上砥川	873		
	小計		7,192		

(単位: ha)

種類	森 林 の 所 在			施 業 方 法	
	市町	区域(大字)	面積	伐採方法	その他
水 源 か ん 養 保 安 林	武雄市	(武雄) 武雄・富岡 (橘) 片白・大日 (朝日) 中野・甘久 (若木) 本部・川古 (武内) 真手野 (東川登) 袴野 (西川登) 小田志・神六 (山内) 犬走・鳥海・宮野 (北方) 大渡・芦原・大崎・志久	1,708	前記のとおり	前記のとおり
	大町町	福母・大町	109		
	江北町	山口	11		
	白石町	(白石) 堤・湯崎 (有明) 辺田・田野上・深浦	111		
	鹿島市	飯田乙・音成乙・音成丁・山浦甲・ 山浦丁・山浦戊・山浦乙・山浦丙・ 三河内甲・三河内乙・三河内丙・ 三河内丁・三河内己・三河内戊	1,213		
	嬉野市	(塩田) 谷所甲・谷所乙・谷所丙・ 五町田乙・大草野甲・馬 場下甲・馬場下乙・久間 甲・久間丙・久間丁 (嬉野) 吉田甲・吉田乙・吉田丁・ 下野甲・岩屋川内甲・岩 屋河内乙・不動山乙・不 動山丙・下宿丙・下宿丁・ 下野乙	1,235		
	太良町	糸岐・多良・伊福甲・大浦己	2,433		
	小計		6,820		
計		15,930			

(単位: ha)

種類	森林の所在			施業方法	
	市町	区域(大字)	面積	伐採方法	その他
土砂流出防備保安林	鳥栖市	袖比町・神辺町・河内町・牛原町・村田町	94	1 伐採種 (1)地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 (2)その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び伐採限度 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	基山町	園部・宮浦・小倉	94		
	みやき町	(中原) 原古賀・簗原 (北茂安)	31		
	神埼市	(神埼) 志波屋・的 (脊振) 鹿路・服巻・広滝	(171) 197		
	吉野ヶ里町	(東脊振) 松隈・三津	26		
	小 計		(171) 442		
	佐賀市	(佐賀) 金立・川久保 (大和) 松瀬・名尾・梅野・久池 井・川上 (南山) 下熊川・内野・上熊川・鎌原・苅木・市川・古湯・畑瀬 (北山) 栗並・大串・大野・藤瀬・古場・上合瀬 (小関) 関屋・小副川 (三瀬) 杠・三瀬・藤原	(290) 1,164		
	多久市	多久町・板屋・多久原・小侍・納所・下多久・長尾	(463) 219		
	小城市	(小城) 松尾・岩藏・畑田・晴氣・池上 (三日月) 織島 (牛津) 上砥川	(355) 196		
	小 計		(1,108) 1,579		
	武雄市	(武雄) 富岡 (橘) 芦原・片白・大日・永島 (若木) 本部・川古 (武内) 真手野 (東川登) 永野・袴野 (西川登) 小田志・神六 (山内) 犬走・鳥海・宮野・大野 (北方) 大渡・大崎・志久	(345) 465		

(単位: ha)

種類	森 林 の 所 在			施 業 方 法	
	市町	区域(大字)	面積	伐採方法	その他
土砂流出防備保安林(土砂崩壊防備保安林を含む)	大町町	福母・大町	(54) 24	前記のとおり	前記のとおり
	江北町	山口・佐留志	38		
	白石町	(白石)馬洗 (有明)辺田・田野上・坂田・深浦	61		
	鹿島市	飯田乙・音成丙・音成丁・古枝乙・山浦丁・山浦戊・山浦丙・三河内甲・三河内乙・三河内己	49		
	嬉野市	(塩田)谷所甲・谷所乙・谷所丙・五町田甲・五町田乙・大草野甲・大草野丙・馬場下甲・馬場下乙・久間丙 (嬉野)吉田甲・吉田乙・吉田丙・吉田丁・岩屋川内甲・不動山甲・不動山乙・不動山丙・下宿丙	247		
	太良町	糸岐・多良・伊福甲・大浦丁	(1,016) 59		
	小計		(1,415) 943		
計		(2,694) 2,964			

(単位: ha)

種類	森林の所在			施業方法	
	市町	区域(大字)	面積	伐採方法	その他
保健保安林	鳥栖市	河内町	(24) 31	1 伐採種 (1)地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 (2)その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び伐採限度 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	基山町	小倉	(66)		
	みやき町	(中原) 原古賀	(57)		
	上峰町	堤	(54)		
	神埼市	(神埼) 的	(30)		
	吉野ヶ里町	(東脊振) 松隈	(113)		
	小 計		(344) 31		
	佐賀市	(佐賀) 金立 (大和) 久池井 (北山) 古場	(169) 5		
	多久市	多久町・多久原	(205)		
	小城市		(197)		
	小 計		(571) 5		
	武雄市	(武雄) 富岡 (山内) 宮野	(148)		
	大町町	大町	(46)		
	白石町	(白石) 堤・湯崎	(102)		
	嬉野市	(塩田) 五町田乙 (嬉野) 岩屋川内乙	(331)		
	太良町	系岐・多良	(755) 18		
	小 計		(1,382) 18		
	計		(2,297) 54		
	風致保安林	武雄市	(武雄) 武雄		
白石町		(有明) 田野上・辺田	5		
鹿島市		古枝乙	3		
小 計			(22) 8		
計		(22) 8			

(単位: ha)

種類	森 林 の 所 在			施 業 方 法					
	市町	区域(大字)	面積	伐採方法	その他				
干害防備保安林	鳥栖市	河内町	20	前記のとおり	前記のとおり				
	神埼市	(神埼)城原・尾崎	28						
	小計		48						
	小城市	(三日月)織島	47						
	小計		47						
	鹿島市	古枝乙	1						
	嬉野市	(嬉野)下宿甲	20						
	小計		21						
計		116							
水害防備保安林・	佐賀市	(大和)	2	原則として禁伐。 ただし、保育のための除間伐及び自然環境を保全するための行為については差し支えないものとする。					
	小計		2						
計		2							
落石防止保安林	武雄市	(武雄)武雄	1			鳥獣の保護及び生息地の保護に重大な支障を及ぼす恐れがあるときを除く。 ただし、以下の都道府県知事の定める行為については許可を受けなくてもよいとされている。 ・単木択伐、木竹の本数において20パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐			
	小計		1						
	嬉野市	(嬉野)吉田甲	1						
	小計		1						
計		2							
航行目標保安林・	太良町	大浦甲	2	鳥獣の保護及び生息地の保護に重大な支障を及ぼす恐れがあるときを除く。 ただし、以下の都道府県知事の定める行為については許可を受けなくてもよいとされている。 ・単木択伐、木竹の本数において20パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐					
	小計		2						
計		2							
魚つき保安林	太良町	大浦甲	1			鳥獣の保護及び生息地の保護に重大な支障を及ぼす恐れがあるときを除く。 ただし、以下の都道府県知事の定める行為については許可を受けなくてもよいとされている。 ・単木択伐、木竹の本数において20パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐			
	小計		1						
計		1							
自然環境保全地域	太良町	多良	123					鳥獣の保護及び生息地の保護に重大な支障を及ぼす恐れがあるときを除く。 ただし、以下の都道府県知事の定める行為については許可を受けなくてもよいとされている。 ・単木択伐、木竹の本数において20パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐	
	小計		123						
計		123							
鳥獣特別保護管理地区による	吉野ヶ里町	(東脊振)松隈	75	鳥獣の保護及び生息地の保護に重大な支障を及ぼす恐れがあるときを除く。 ただし、以下の都道府県知事の定める行為については許可を受けなくてもよいとされている。 ・単木択伐、木竹の本数において20パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐					
	小計		75						
	佐賀市	(小関)関屋	70						
	小計		70						
	武雄市	(山内)宮野	56						
	小計		56						
	太良町	多良	123						
小計		123							
計		324							

(単位: ha)

種類	森林の所在			施業方法	
	市町	区域(大字)	面積	伐採方法	その他
県立自然公園第1種特別地域	鳥栖市	河内町	57	1 公園の風致景観に著しい支障を与える特別の事由がないこと。 (1) 択伐によるものとし、択伐率は、現在蓄積の10%以下とする。 2 伐期齢 標準伐期齢に10年以上を加えた年齢以上とする。	
	神崎市	(神崎)城原・尾崎 (脊振)服巻	63		
	小計		120		
	武雄市	(山内)宮野	2		
	小計		2		
	計		122		
県立自然公園第2種特別地域	鳥栖市	河内町	33	1 公園の風致景観に著しい支障を与える特別の事由がないこと。 (1) 択伐による場合 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以下とし、薪炭材については、60%以下とする。 (皆伐による場合)) 1 伐区の面積は2 ha以内とする。(ただし、疎密度3より多く保存林を残すもの、又は伐区が車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない)) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。 2 伐期齢 標準伐期齢に見合う年齢以上とする。	
	基山町	宮浦・小倉	180		
	神崎市	(神崎)城原・尾崎 (脊振)服巻	82		
	小計		295		
	佐賀市	(北山)藤瀬・古場・下合瀬 (小関)関屋 (三瀬)杠	556		
	小計		556		
	武雄市	(山内)宮野	86		
	小計		86		
計		937			
県立自然公園第3種特別地域	鳥栖市	神辺町・河内町	339	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。	
	神崎市	(神崎)城原・尾崎	248		
	小計		587		
	佐賀市	(佐賀)金立 (大和)松瀬・梅野・八反原・川上 (南山)下熊川・内野・上熊川・市川・古湯 (北山)上無津呂・上合瀬 (小関)関屋・小副川 (三瀬)杠	1,131		
	多久市	(北多久)多久原	110		
	小城市		162		
	小計		1,403		
	武雄市	(若木)本部	20		
	小計		20		
計		2,010			

(附) 参 考 资 料

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町別土地面積及び森林面積

(単位 面積：ha,比率：%)

区 分	区域面積	森 林 面 積			森林比率 / × 100	
		総数	国有林	民有林		
総 数	159,610	65,626	10,413	55,212	41	
市 町 別 内 訳	佐賀市	43,184	17,685	3,234	14,451	41
	鳥栖市	7,172	2,332	900	1,432	33
	多久市	9,696	4,861	13	4,848	50
	武雄市	19,540	10,206	102	10,104	52
	鹿島市	11,212	5,348	1,298	4,050	48
	小城市	9,581	2,313	532	1,781	24
	神埼市	12,513	5,771	1,203	4,568	46
	吉野ヶ里町	4,399	2,016	1,220	796	46
	基山町	2,215	952	41	911	43
	みやき町	5,192	919	477	442	18
	上峰町	1,280	185	100	85	14
	大町町	1,150	332	-	332	29
	江北町	2,449	373	-	373	15
	白石町	9,956	1,030	176	854	10
太良町	7,430	4,100	352	3,748	55	
嬉野市	12,641	7,204	765	6,439	57	

資料：区域面積...国土交通省国土地理院「平成30年全国都道府県市区町村別面積調」

国 有 林...森林法第5条国有林面積（森林管理局）

民 有 林...森林法第5条民有林面積（県森林整備課）

四捨五入により計は必ずしも一致しない

(2)地況

ア 気候

観 測 地	気 温 ()			年間降水量 mm	備 考
	最 高	最 低	年 平 均		
佐 賀	38.0	-3.7	17.4	2,052	平成27～令和 元年の平均値
白 石	37.2	-5.7	16.4	1,928	
嬉 野	38.0	-4.9	15.7	2,399	

資料：佐賀地方气象台資料

イ 地勢、地質、土壌については計画大綱に同じ

(3) 土地利用の現況

(単位：ha)

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	159,610	65,626	39,273	34,178	5,095	54,711	12,361	
市 町 別 内 訳	佐賀市	43,184	17,685	10,638	10,000	638	14,861	3,789
	鳥栖市	7,172	2,332	1,276	1,240	36	3,564	1,362
	多久市	9,696	4,861	1,419	1,020	399	3,416	547
	武雄市	19,540	10,205	2,942	2,510	432	6,393	1,107
	鹿島市	11,212	5,348	2,213	1,310	903	3,651	626
	小城市	9,581	2,313	3,504	3,150	354	3,764	847
	嬉野市	12,641	7,204	2,004	1,340	664	3,433	556
	神埼市	12,513	5,771	3,074	2,950	124	3,668	704
	吉野ヶ里町	4,399	2,016	880	819	61	1,503	390
	基山町	2,215	952	297	251	46	966	340
	上峰町	1,280	185	470	451	19	625	234
	みやき町	5,192	919	1,952	1,840	112	2,321	571
	大町町	1,150	332	304	271	33	514	137
	江北町	2,449	373	1,059	1,000	59	1,017	224
	白石町	9,956	1,030	5,865	5,650	215	3,061	655
太良町	7,430	4,100	1,376	376	1,000	1,954	272	

資料：総数...国土交通省国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調べ」

森林...民有林は、森林法第5条森林（九州森林管理局及び県森林整備課・令和2年度）

農地...農林水産省「令和元年耕地及び作付け面積統計」

宅地...総務省「令和元年度（平成31年度）固定資産の価格等に関する概要調書」

四捨五入により計は必ずしも一致しない

(4) 産業別生産額

(単位:百万円)

区 分	総 生 産 額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	輸入税に課 せられる税 ・関税・	資本形成に 係る消費税 (控除)	
		総 額	農 業	林 業	水産業					
総 数	2,215,704	62,814	47,220	1,080	14,515	618,407	1,520,656	31,710	17,883	
市 町 別 内 訳	佐賀市	867,985	19,292	10,292	358	8,641	133,783	709,494	12,422	7,006
	鳥栖市	386,528	905	871	34	-	177,066	206,145	5,532	3,120
	多久市	52,274	2,177	2,103	74	0	12,876	36,894	748	422
	武雄市	165,889	2,888	2,753	135	0	47,199	114,767	2,374	1,339
	鹿島市	86,953	6,383	4,522	69	1,792	23,548	56,479	1,244	702
	小城市	107,156	4,494	3,340	30	1,124	26,366	75,628	1,534	865
	嬉野市	79,526	2,393	2,262	105	26	24,680	51,957	1,138	642
	神崎市	92,647	2,665	2,457	106	103	39,010	50,395	1,326	748
	吉野ヶ里町	73,194	1,132	1,107	26	-	30,487	41,118	1,048	591
	基山町	57,784	238	214	24	-	23,996	33,190	827	466
	上峰町	44,745	424	422	2	-	23,411	20,631	640	361
	みやき町	70,174	1,293	1,283	10	-	20,763	47,680	1,004	566
	大町町	23,705	206	203	3	-	14,395	8,956	339	191
	江北町	25,088	1,299	1,295	4	-	8,922	14,710	359	202
	白石町	60,493	10,209	8,713	11	1,485	9,203	40,703	866	488
太良町	21,563	6,816	5,383	89	1,344	2,702	11,911	309	174	

資料：県統計分析課「平成28年度市町村民経済計算報告書」

計は四捨五入の関係で必ずしも一致しない

(5) 産業別就業者数

(単位:人)

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次	第 3 次	
		計	農 業	林 業	水産業			
総 数	298,801	23,860	21,067	317	2,476	69,629	205,312	
市 町 別 内 訳	佐賀市	109,344	6,668	5,180	103	1,385	21,156	81,520
	鳥栖市	32,773	665	653	8	4	7,981	24,127
	多久市	9,424	823	802	15	6	2,652	5,949
	武雄市	23,516	1,472	1,438	33	1	6,662	15,382
	鹿島市	15,605	2,220	1,801	25	394	4,007	9,378
	小城市	22,086	1,819	1,598	18	203	5,258	15,009
	嬉野市	13,778	1,258	1,222	31	5	3,442	9,078
	神埼市	15,442	1,430	1,390	23	17	4,224	9,788
	吉野ヶ里町	7,808	398	393	5	-	2,221	5,189
	基山町	8,075	274	268	6	-	1,896	5,905
	上峰町	4,438	222	222	-	-	1,306	2,910
	みやき町	11,050	686	680	5	1	3,155	7,209
	大町町	2,929	178	176	2	-	829	1,922
	江北町	4,940	590	586	3	1	1,347	3,003
白石町	12,752	3,606	3,467	8	131	2,411	6,735	
太良町	4,841	1,551	1,191	32	328	1,082	2,208	

資料：総務省統計局「平成27年国勢調査報告」

2 森林の現況

(1) 齡級別森林資源表

(単位 面積：ha 立木材積：千m³ 立竹：千束 成長量：千m³)

区分	總数			1 齡級			2 齡級			3 齡級			4 齡級			5 齡級			6 齡級			7 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
總数	55,212	19,375	354	94	0	0	105	2	0	511	4	495	40	4	847	101	8	985	162	10	1,288	281	13	
總数	50,425	19,375	354	94	0	0	105	2	0	511	4	495	40	4	847	101	8	985	162	10	1,288	281	13	
針	37,735	16,862	342	68	0	0	68	1	0	365	3	375	28	3	713	83	7	807	135	9	934	222	12	
広	12,690	2,513	12	26	0	0	37	1	0	146	10	120	12	1	134	18	1	177	27	1	355	59	1	
總数	38,459	16,934	345	93	0	0	104	2	0	503	25	446	35	4	808	96	8	887	147	9	1,090	248	12	
人工林	37,563	16,808	342	68	0	0	68	1	0	365	16	375	28	3	713	83	7	807	135	9	933	222	12	
広	897	126	4	25	0	0	36	1	0	138	9	71	7	1	96	13	1	79	12	0	156	26	0	
總数	11,966	2,441	9	2	0	0	1	0	0	8	1	49	5	0	39	5	0	98	15	0	199	33	0	
針	173	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
広	11,793	2,387	8	2	0	0	1	0	0	8	1	49	5	0	39	5	0	98	15	0	199	33	0	
竹林	1,770	1,064																						
無立木地	3,017																							
伐採跡地	280																							
未立木地	2,737																							

区分	8 齡級			9 齡級			10 齡級			11 齡級			12 齡級			13 齡級			14 齡級			15 齡級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
總数	2,488	713	28	4,337	1,460	42	8,110	3,215	73	10,108	4,297	72	9,142	4,041	51	5,873	2,588	28	3,065	1,296	11	2,995	1,154	9
總数	2,488	713	28	4,337	1,460	42	8,110	3,215	73	10,108	4,297	72	9,142	4,041	51	5,873	2,588	28	3,065	1,296	11	2,995	1,154	9
針	2,116	648	27	3,759	1,349	42	6,963	2,993	72	7,841	3,845	71	6,753	3,550	50	3,867	2,175	27	1,748	1,017	11	1,359	800	8
広	352	65	1	579	111	1	1,148	222	1	2,267	452	2	2,389	491	1	2,006	412	1	1,317	279	0	1,635	354	1
總数	2,245	672	27	3,839	1,365	42	6,987	2,998	72	7,856	3,847	71	6,702	3,534	50	3,840	2,165	27	1,723	1,009	11	1,337	792	8
人工林	2,116	648	27	3,757	1,349	42	6,956	2,991	72	7,828	3,841	71	6,698	3,533	50	3,826	2,162	27	1,719	1,008	11	1,334	791	8
広	129	24	0	81	16	0	31	6	0	28	6	0	4	1	0	14	3	0	4	1	0	3	1	0
總数	224	41	0	499	96	1	1,124	218	1	2,252	450	2	2,440	506	1	2,033	423	1	1,342	287	1	1,658	362	1
天然林	0	0	0	1	0	0	7	2	0	13	4	0	55	17	0	41	13	0	29	9	0	26	9	0
広	223	41	0	497	95	1	1,116	216	1	2,239	446	1	2,385	490	1	1,992	410	1	1,313	278	0	1,632	353	1

四捨五入により計は必ずしも一致しない

(2) 制限林普通林別森林資源表

(単位 面積: ha 立木材積: 千m³ 立竹: 千束 成長量: 千m³)

区分	立木														竹林			無立木地		
	総数				人工林				天然林				竹林		総数	伐採跡地	未立木地			
	総数		面積		総数		面積		総数		面積		総数	面積						
	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広			針	広				
総数	面積	55,212	37,735	12,690	38,459	37,563	897	38,355	37,479	875	105	83	21	11,966	173	11,793	1,770	3,017	280	2,737
	材積	19,375	16,862	2,513	16,934	16,808	126	16,901	16,776	124	34	32	2	2,442	54	2,387	1,064	-	-	-
	成長量	354	342	12	345	342	4	344	341	3	1	1	0	9	0	8	-	-	-	-
制限林	面積	19,597	14,928	3,598	15,232	14,885	347	15,134	14,808	326	99	77	21	3,294	43	3,252	368	693	98	595
	材積	7,612	6,888	725	6,925	6,874	51	6,892	6,843	49	33	31	2	688	14	674	214	-	-	-
	成長量	142	137	5	138	137	2	138	136	1	1	1	0	3	0	3	-	-	-	-
普通林	面積	35,624	22,807	9,092	23,227	22,677	550	23,221	22,671	550	6	6	0	8,672	130	8,542	1,402	2,324	182	2,142
	材積	11,763	9,975	1,789	10,010	9,934	76	10,008	9,933	76	1	1	0	1,753	40	1,713	850	-	-	-
	成長量	212	205	7	207	205	2	207	205	2	0	0	0	5	0	5	-	-	-	-

四捨五入により計は必ずしも一致しない

(4) 所有形態別森林資源表

(単位 面積:ha 立木材積:千m³ 立竹:千束 成長量:千m³)

区分	総数	地												無立木地														
		人						木						竹		伐採跡地	未立木地											
		総数			育成単層林			育成複層林			総数			天然林														
		総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広									
総数	面積	55,212	50,425	37,735	12,690	38,459	37,563	897	38,355	37,479	875	105	83	21	11,966	173	11,793	-	-	1	-	1	11,965	173	11,792	3,017	280	2,737
	材積	19,375	19,375	16,862	2,513	16,934	16,808	126	16,901	16,776	124	34	32	2	2,441	54	2,387	-	-	0	-	0	2,441	54	2,387	-	-	-
県有林	面積	1,540	1,516	1,286	229	1,358	1,286	72	1,289	1,238	51	69	48	21	158	0	157	-	-	1	-	1	157	0	157	16	5	11
	材積	685	685	644	41	651	644	7	628	622	5	24	22	2	34	0	34	-	-	0	-	0	34	0	34	-	-	-
市町村有林	面積	6,790	6,534	5,235	1,298	5,407	5,216	192	5,382	5,191	192	25	25	-	1,126	20	1,107	-	-	-	-	-	1,126	20	1,107	214	9	204
	材積	2,585	2,585	2,325	259	2,349	2,319	31	2,342	2,311	31	8	8	-	235	7	228	-	-	-	-	-	235	7	228	-	-	-
財産区有林	面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	材積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
私有林	面積	46,882	42,376	31,214	11,163	31,694	31,061	633	31,683	31,051	633	11	10	1	10,682	153	10,529	-	-	-	-	-	10,682	153	10,529	2,787	265	2,522
	材積	16,106	16,106	16,855	2,251	13,934	13,845	89	13,931	13,843	89	3	2	0	2,172	47	2,125	-	-	-	-	-	2,172	47	2,125	-	-	-

四捨五入により計は必ずしも一致しない

(5) 制限林の種類別面積

(単位：ha)

区分	保安林			砂防指定地	国立公園				都道府県立自然公園				鳥獣特別保護地区	緑地保全法による	都市計画法による風致	林業種苗法による特別	文跡・文化財・名勝地・天然記念物・史跡	その他	合計																	
	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林		その他の保安林	特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域	小計	第一種特別地域								第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域	小計	自生自然環境保全法による	自他環境保全法による	自他環境保全法による	自他環境保全法による	自他環境保全法による								
																													水	土	安	林	計	計	計	計
総数	15,930	2,964	1	(2,319)	(5,013)	-	-	-	-	122	937	2,010	3,069	3,069	-	23	-	-	-	123	324	-	-	23	-	-	-	-	-	-	-	-	(5,013)	22,619		
鳥栖市	380	94	-	(24)	(24)	-	-	-	-	57	33	339	429	429	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(24)	954	
基山町	128	94	-	(66)	(66)	-	-	-	-	-	180	-	180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(66)	402	
みやき町	54	31	-	(57)	(57)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(57)	85	
上峰町	55	-	-	(54)	(54)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(54)	55	
佐賀市	4,324	(290)	1,164	(169)	(459)	-	-	-	-	-	556	1,131	1,687	1,687	-	70	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	-	-	-	-	-	-	-	(459)	7,275	
多久市	1,995	(463)	219	(205)	(668)	-	-	-	-	-	-	110	110	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(668)	2,324	
小城市	873	(355)	196	(197)	(552)	-	-	-	-	-	-	162	162	162	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(552)	1,278	
神崎市	892	(171)	197	(30)	(201)	-	-	-	-	63	82	248	393	393	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(201)	1,510	
吉野ヶ里町	409	-	-	(113)	(113)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(113)	510	
武雄市	1,708	(345)	465	(170)	(515)	-	-	-	-	2	86	20	108	108	-	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(515)	2,338	
大町町	109	(54)	24	(46)	(100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(100)	133	
江北町	11	38	-	-	49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49	-
白石町	111	61	-	(102)	(102)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(102)	177	
鹿島市	1,213	49	-	-	4	1,266	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1,266
嬉野市	1,235	247	-	(331)	(331)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(331)	1,503	
太良町	2,433	(1,016)	59	(755)	(1,771)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(755)	(1,771)	2,760

資料：県森林整備課、有明海再生・自然環境課、生産者支援課
保安林で上段()書きは兼種で外書きしている

(6) 樹種別材積表

(単位：千m³)

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他	合計
	総数	11,180	5,494	188	110	2,403
人工林	11,180	5,494	133	109	18	16,934
天然林	-	-	54	2	2,385	2,441

資料：県森林整備課（令和2年度）

(7) 特定保安林の指定状況

(単位：ha)

市町	番号	特定保安林				要整備森林		備考
		面積				箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林	その他			
総数		1	1	-	-	-	-	
佐賀市		-	-	-	-	-	-	
鳥栖市	35	1	1	-	-	-	-	
多久市		-	-	-	-	-	-	
武雄市		-	-	-	-	-	-	
鹿島市		-	-	-	-	-	-	
小城市		-	-	-	-	-	-	
嬉野市		-	-	-	-	-	-	
太良町		-	-	-	-	-	-	

資料：県森林整備課（令和2年度）

(8) 山地災害危険地等の面積

(単位：ha)

区 分		山 地 災 害 危 険 地							
		山腹崩壊		崩壊土砂流出		地すべり		計	
		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
総 数		469	1,282.00	732	653.80	52	1,242.00	1,253	3,177.80
市 町 別 内 訳	鳥栖市	9	11.00	29	23.68	-	-	38	34.68
	基山町	6	7.00	21	12.99	-	-	27	19.99
	みやき町	5	9.00	6	6.12	-	-	11	15.12
	上峰町	2	2.00	1	0.23	-	-	3	2.23
	佐賀市	117	323.00	116	120.41	1	9.00	234	452.41
	多久市	32	90.00	50	38.81	11	330.00	93	458.81
	小城市	12	31.00	41	39.20	4	123.00	57	193.20
	神埼市	29	56.00	55	33.95	-	-	84	89.95
	吉野ヶ里町	5	13.00	29	19.42	2	94.00	36	126.42
	武雄市	91	213.00	129	101.99	22	426.00	242	740.99
	大町町	13	55.00	6	4.40	-	-	19	59.40
	江北町	10	13.00	4	2.22	3	85.00	17	100.22
	白石町	33	96.00	22	11.02	1	28.00	56	135.02
	鹿島市	44	151.00	79	76.30	1	32.00	124	259.30
嬉野市	52	183.00	121	110.18	6	110.00	179	403.18	
太良町	9	29.00	23	52.88	1	5.00	33	86.88	

資料：県森林整備課（山地災害危険地調査）

(9)森林の被害

(単位 面積：ha 材積：m³)

区 分	松くい虫		森林火災	気象害	
	被害面積	被害材積	被害面積	被害面積	
総 数	-	-	0.76	1.19	
市 町 別 内 訳	鳥栖市	-	-	0.13	-
	基山町	-	-	-	-
	みやき町	-	-	-	-
	上峰町	-	-	-	-
	佐賀市	-	-	0.23	0.41
	多久市	-	-	0.04	0.39
	小城市	-	-	-	0.02
	神埼市	-	-	0.03	0.19
	吉野ヶ里町	-	-	-	-
	武雄市	-	-	0.25	-
	大町町	-	-	-	-
	江北町	-	-	0.04	-
	白石町	-	-	0.01	-
	鹿島市	-	-	0.03	-
	太良町	-	-	-	0.07
嬉野市	-	-	-	0.11	

1 被害面積は過去3カ年分（H29～R1）の実損面積である。

(10)防火線等の整備状況

該当無し

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別経営体数

(単位：経営体)

区 分	総 数	3ha 未 満	3～5ha 未 満	5～10ha 未 満	10～50ha 未 満	50ha～ 以 上	
総 数	815	3	334	270	174	29	
市 町 別 内 訳	鳥栖市	8	-	1	4	2	1
	基山町	11	-	6	2	2	1
	みやき町	-	-	-	-	-	-
	上峰町	-	-	-	-	-	-
	佐賀市	323	2	129	110	73	9
	多久市	68	-	29	15	19	5
	小城市	10	-	5	2	2	1
	神埼市	63	-	25	29	7	2
	吉野ヶ里町	2	X	X	X	-	-
	武雄市	62	-	25	10	24	3
	大町町	1	X	X	X	-	-
	江北町	-	-	-	-	-	-
	白石町	2	X	X	X	-	-
	鹿島市	118	-	46	42	26	4
	太良町	53	-	27	21	3	2
嬉野市	94	1	41	35	16	1	

資料：2015年農林業センサス

(2) 森林経営計画の認定状況

(単位 面積：ha)

区分	総数		公有林		私有林		備考
	人数	面積	人数	面積	人数	面積	
総数	(25) 26	(5,564.67) 7,387.01	(6) 6	(2,062.54) 3,272.74	(19) 20	(3,502.13) 4,114.27	
市町別 内訳	鳥栖市	(0) 1	(0.00) 48.68	(0) 1	(0.00) 48.68		
	基山町	(1) 2	(21.56) 73.28			(1) 2	(21.56) 73.28
	みやき町	(0) 1	(0.00) 74.50	(0) 1	(0.00) 74.50		
	上峰町						
	佐賀市	(14) 15	(1,446.23) 1,448.56	(2) 2	(478.15) 478.15	(12) 13	(968.08) 970.41
	多久市	(2) 3	(403.51) 577.66	(1) 2	(254.23) 428.38	(1) 1	(149.28) 149.28
	小城市	(1) 3	(123.43) 253.71	(1) 2	(123.43) 174.41	(0) 1	(0.00) 79.30
	神埼町	(3) 3	(395.90) 395.90	(1) 1	(316.78) 316.78	(2) 2	(79.12) 79.12
	吉野ヶ里						
	武雄市	(1) 3	(397.82) 415.83	(0) 1	(0.00) 15.81	(1) 2	(397.82) 400.02
	大町町	(0) 1	(0.00) 15.27	(0) 1	(0.00) 15.27		
	江北町	(0) 1	(0.00) 26.36	(0) 1	(0.00) 26.36		
	白石町						
	鹿島市	(0) 3	(0.00) 528.79	(0) 1	(0.00) 86.15	(0) 2	(0.00) 442.64
	太良町	(2) 3	(2,632.38) 3,042.11	(1) 2	(889.95) 1,299.68	(1) 1	(1,742.43) 1,742.43
	嬉野市	(1) 3	(143.84) 486.36	(0) 1	(0.00) 308.57	(1) 2	(143.84) 177.79

資料：県林業課(令和2年3月31日現在)

- 1 市町別の人数欄と面積欄には、当該市町に存在する森林についてたてられている森林経営計画の認定森林所有者数及び面積であり、上段括弧書きは、その市町に在住し、かつ、森林を所有する認定森林所有者数と面積を記載。
- 2 総数欄の人数は、市町別に記載した値の合計ではなく、当該森林計画区の認定森林所有者数である。

(3) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

(単位 員数:人 金額:千円 面積:ha)

市町別	組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総数	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
森 林 組 合	総数	6	9,258	3	188,440	27,983
	鳥栖市 佐賀市(三瀬) 神崎市 神埼郡	佐賀東部	1,071	-	31,440	3,099
	佐賀市 (富士・大和)	富士大和	1,613	1	59,106	7,068
	多久市 小城市	佐賀中部	1,642	-	19,845	3,984
	武雄市 大町町 江北町 白石町	武雄杵島	2,314	-	26,196	5,003
	鹿島市 嬉野市	鹿島嬉野	1,998	1	37,875	5,922
	太良町	太良町	620	1	13,978	2,907
	総数	54	2,831	-	236,747	2,593
	生 産 森 林 組 合	鳥栖市	平田	32	1,760	37
		原古賀	26	520	39	
		轟木	34	211	14	
		宿	19	475	12	
		山浦	114	3,640	115	
基山町		城戸	97	1,940	20	

(単位 員数:人 金額:千円 面積:ha)

市町別	組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総 数	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考	
生 産 森 林 組 合	佐賀市	市川	59		8,260	234	
		柚木	27		3,915	47	
		大野	20		4,300	85	
		杉山	30		8,400	374	
		下無津呂	46		2,550	25	
		道園	11		3,135	16	
		谷内	27		3,220	21	
		貝野	19		10,400	182	
		相尾	17		2,100	18	
		下熊川	48		9,870	13	
		上合瀬	19		8,900	31	
		楮原	16		800	56	
		小川	38		3,120	13	
		古道	11		3,315	4	
	仲仏坂	12		3,288	6		
	多久市	高木川内	31		5,115	50	
		松ヶ浦	17		2,210	21	
		桐岡	20		3,600	16	
		横山	10		2,420	57	
		西ノ谷	29		3,567	33	
		庄	16		2,976	11	
		中小路	31		3,159	16	
		上田町	26		2,132	18	
平野		13		2,880	11		
岡		23		5,336	29		
藤川内		56		9,632	66		
小侍		22		1,540	4		
西ノ原	20		4,800	31			
吉野ヶ里町	上石動	55		8,850	26		

(単位 員数:人 金額:千円 面積:ha)

市町別	組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総数	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
生産 森林 組合	武雄市	東真手野	93		2,226	116
		管牟田	29		770	40
		黒尾	39		630	12
		川内	59		2,881	28
		高瀬	132		7,966	24
		庭木	99		2,718	32
		南永野	123		9,920	23
		宮野	270		5,961	49
		立野川内	264		2,640	29
		舟ノ原	159		4,452	11
	医王寺東古賀	17		390	7	
	江北町	花祭	25		1,700	28
	鹿島市	広平	22		6,600	87
		奥竹	33		6,080	40
		山浦	55		1,925	128
		飯田	59		9,420	52
大野		20		9,890	70	
	浅浦	121		9,842	22	
太良町	伊福	121		8,400	44	

資料：県生産者支援課（平成30年度）

イ 事業内容及び活動状況等

計画の大綱に前出

(4) 林業事業体等の現況

(単位：事業体数)

区 分	造林業	素材生産業	木材卸売業 (うち素材市 売市場)	木材・木製品製造業		その他	
				製造業	その他		
総 数	-	31	69 (2)	44	-	79	
市 町 別 内 訳	鳥栖市	-	1	8	-	-	9
	基山町	-	-	1	1	-	1
	上峰町	-	-	1	-	-	1
	みやき町	-	-	1	-	-	1
	佐賀市	-	9	20 (2)	12	-	19
	多久市	-	2	2	3	-	4
	小城市	-	1	5	2	-	4
	神埼市	-	4	5	3	-	7
	吉野ヶ里町	-	1	3	1	-	3
	武雄市	-	7	10	10	-	14
	大町町	-	-	-	-	-	1
	江北町	-	-	1	-	-	1
	白石町	-	-	1	1	-	1
	鹿島市	-	2	4	5	-	6
嬉野市	-	2	6	4	-	6	
太良町	-	2	1	2	-	1	

資料：県林業課（令和2年3月31日現在）

(5) 林業労働力の概況

(単位：人)

市町名	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 7	備考
総数	306	313	236	237	158	396	317	
鳥栖市	7	10	5	7	4	5	8	
基山町	2	10	4	5	1	2	6	
みやき町	-	2	5	2	3	8	5	
上峰町	2	1	-	-	-	2	-	
佐賀市	88	80	61	54	43	137	103	
多久市	6	11	13	4	9	16	15	
小城市	9	4	8	11	9	21	18	
神埼市	29	24	28	23	16	33	23	
吉野ヶ里町	21	16	6	5	11	11	5	
武雄市	61	53	51	41	24	44	33	
大町町	1	-	-	-	-	1	2	
江北町	-	-	-	-	1	-	3	
白石町	2	2	2	8	2	12	8	
鹿島市	48	38	20	35	13	35	25	
太良町	9	42	21	33	13	38	32	
嬉野市	21	20	12	9	9	31	31	

資料：国勢調査

(6) 林業機械化の概況

(高性能林業機械の保有状況)

番号	機 械 種 名	森林組合	生産森林組合	その他事業体	合 計
1	ハーベスタ (伐倒・枝払い・玉切りする自走機械)	4	-	5	9
2	プロセッサ (枝払い・玉切りする自走機械)	4	-	9	13
3	フォワーダ (積載式集材専用車輛)	8	-	10	18
4	タワーヤード (元柱を具備した自走式集材車両)	-	-	1	1
5	スイングヤード (簡易索道方式に対応し、かつ旋回可能な ブームを装備する)	8	-	7	15
6	その他の高性能林業機械等 (フォーク収納型グラップルバケット等)	2	1	3	6
		26	1	35	62

資料：県林業課（令和2年3月31日現在）

(7) 作業路網等の整備の概況（令和2年度年度末見込み）

路線数 1,734 路線

延 長 828.2 km

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積：千³m 実行歩合：%)

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	385	437	822	427	288	715	111%	66%	87%
針葉樹	357	437	794	362	288	650	101%	66%	82%
広葉樹	28	-	28	65	-	65	232%	-	232%

- 1 計画欄は前計画の前半5カ年の計画量。
- 2 実行欄は前計画の前半5カ年の実行量。

(2) 間伐面積

(単位 面積：ha 実行歩合：%)

計 画	実 行	実行歩合
9,258	6,664	72%

(1)の注に同じ

(3) 人工造林・天然更新別面積

(単位 面積：ha 実行歩合：%)

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
826	293	35%	781	234	30%	45	59	131%

(1)の注に同じ

(4) 林道の開設及び拡張の数量

(単位 延長：km 実行歩合：%)

区 分	開 設 延 長			改 良 ・ 舗 装 延 長		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基幹路網	9.5	7.7	81%	21.7	5.1	24%
うち林業専用道	7.8	6.1	78%	-	-	-

(1)の注に同じ

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

(単位 面積：ha 実行歩合：%)

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水源かん養のための保安林	16,072	16,005	100%	2	1	50%
災害防備のための保安林	6,184	5,804	94%	2	-	0%
保健、風致の保存のための保安林	2,619	2,384	91%	-	-	0%
計	19,860	19,180	97%	4	1	25%

(1)の注に同じ

計の欄は、2以上の目的を達成するために指定されている保安林があるため、内訳に一致しない。

イ 保安施設地区の面積

(単位 面積：ha 実行歩合：%)

計 画	実 行	実行歩合
-	-	-

(1)の注に同じ

ウ 治山事業の数量

(単位 実行歩合：%)

治山事業施工地区数	計 画	実 行	実行歩合
	59	30	51%

(1)の注に同じ

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

(単位 面積：ha 実行歩合：%)

施業区分		計 画	実 行	実行歩合
造 林	総 数	5.37	5.37	100%
	人工造林	5.37	5.37	100%
	天然更新	-	-	0%
保 育		-	-	0%
伐 採	総 数	20.30	20.30	100%
	主 伐	-	-	0%
	間 伐	20.30	20.30	100%
その他		-	-	0%

(1)の注に同じ

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

（単位 面積：ha）

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅,別荘,工場 等建物敷地及び その附帯地	採石採土地	太陽光,風力 発電関連用地	その他	合計
1	0	6	3	20	36	66

1 面積欄には、前計画の前半5カ年に対応する異動面積を記載する。

2 農用地は、田、畑、樹園地とする。

(2) 森林以外より森林への異動

（単位 面積：ha）

原野	農用地	その他	合計
19	5	7	31

(1)の注に同じ

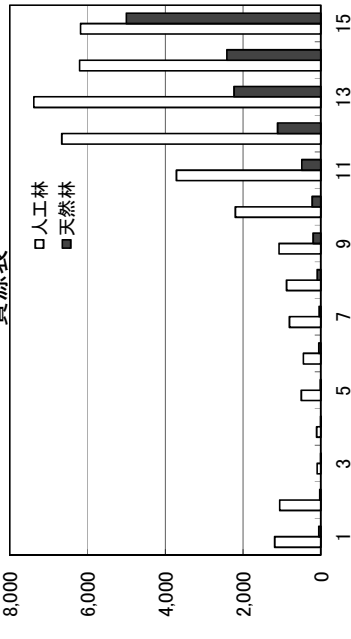
6 森林資源の推移(R2樹立一佐賀東部地区)

(1) 分期別伐採立木材積等

立木	分期		第I分期		第II分期		第III分期		第IV分期		第V分期		第VI分期		第IV分期		第IV分期	
	総数	主伐	総数	主伐	総数	主伐	総数	主伐	総数	主伐	総数	主伐	総数	主伐	総数	主伐	総数	主伐
伐採	992	982	1,048	1,004	957	925	880	821	838	817	834	817	834	817	834	817	834	817
材積	10	10	9	7	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	561	551	656	745	800	818	801	766	766	743	762	739	762	739	762	739	762	739
	10	10	9	7	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	431	431	392	259	157	107	79	72	72	78	72	78	72	78	72	78	72	78
	431	431	392	259	157	107	79	72	72	78	72	78	72	78	72	78	72	78
	1,092	1,059	1,238	1,347	1,408	1,423	1,392	1,345	1,320	1,320	1,345	1,320	1,345	1,320	1,345	1,320	1,345	1,320
	33	33	51	46	43	42	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	主伐	主伐	1,217	人工造林	2,246													
	間伐	間伐	823	天然更新	84													

単位 面積:ha, 材積:千m³, 延長:km

第III分期(10年後) 資源表



(2) 分期別期首資源表

区分	面積															材積																
	総数	1齡級	2齡級	3齡級	4齡級	5齡級	6齡級	7齡級	8齡級	9齡級	10齡級	11齡級	12齡級	13齡級	14齡級	15齡級	総数	1齡級	2齡級	3齡級	4齡級	5齡級	6齡級	7齡級	8齡級	9齡級	10齡級	11齡級	12齡級	13齡級	14齡級	15齡級
第I分期	50,426	95	105	511	495	847	985	1,289	2,469	4,338	8,111	10,108	9,142	5,873	3,065	2,993	38,459	93	104	503	446	808	887	1,090	2,245	3,839	6,702	3,840	1,723	1,336		
第II分期	50,418	1,092	95	105	511	495	847	982	1,282	2,448	4,282	7,962	9,877	8,895	5,697	5,848	38,473	1,059	93	104	503	446	808	885	1,085	2,226	3,786	7,638	6,466	3,673	2,856	
第III分期	50,435	1,238	1,087	95	105	511	495	845	977	1,272	2,417	4,204	7,772	9,611	8,621	11,185	38,487	1,187	1,059	93	104	503	446	806	881	1,076	2,196	3,711	6,661	7,381	6,201	6,182
第IV分期	50,451	1,347	1,231	1,083	95	105	511	494	841	969	1,256	2,373	4,104	7,551	9,314	19,177	38,501	1,301	1,187	1,059	93	104	503	445	802	874	1,061	2,153	3,613	6,444	7,092	11,770
第V分期	50,465	1,408	1,341	1,224	1,079	95	105	510	492	834	957	1,234	2,316	3,987	7,304	27,579	38,515	1,365	1,301	1,187	1,059	93	104	502	443	795	862	1,040	2,097	3,498	6,200	17,969
第VI分期	50,480	1,423	1,402	1,335	1,218	1,075	95	105	508	888	823	940	1,206	2,249	3,856	33,757	38,529	1,381	1,365	1,301	1,187	1,058	93	104	500	439	784	845	1,013	2,031	3,368	23,060
第VII分期	50,495	1,392	1,417	1,396	1,330	1,212	1,071	95	105	504	482	808	918	1,174	2,175	36,416	38,543	1,352	1,381	1,365	1,301	1,186	1,057	93	104	496	433	769	823	981	1,957	25,245
第VIII分期	50,508	1,345	1,386	1,411	1,391	1,324	1,207	1,063	95	104	497	474	788	892	1,138	37,393	38,557	1,305	1,352	1,381	1,365	1,300	1,185	1,051	93	103	489	425	749	797	945	26,017
第IX分期	50,523	1,320	1,339	1,381	1,406	1,386	1,319	1,197	1,049	94	103	488	463	765	863	37,350	38,571	1,280	1,305	1,352	1,381	1,364	1,299	1,178	1,039	92	102	480	414	726	768	25,791
	11,952	40	34	29	25	22	20	19	10	2	8	49	39	95	39	11,559	11,952	40	34	29	25	22	20	19	10	2	8	49	39	95	39	11,559

単位 面積:ha

森林施業の実施による森林区分の調整について

森林施業		森林施業の内容
人工造林	再造林	人工林（育成単層林）の伐採跡地を行う人工造林
	拡大造林	天然林（天然生林）、未立木地等において樹種又は林相の改良（林種転換）を図るために行う人工造林
	樹下植栽	人工林（育成単層林）を部分的に伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として成立させるために行う人工造林 人工林（育成複層林）を部分的に伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として維持させるために行う人工造林
天然更新	ぼう芽更新	比較的短伐期で繰り返し伐採が行われ、単層状態として維持されるぼう芽更新（必要に応じ芽かき等の人為を加えるもの）
	天然下種更新	人工林を部分的に伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として成立させるために行う天然更新、種子の結実状況、天然生稚樹の生育状況からみて確実なものに限る。 天然林（育成複層林）において、かき起こし、刈り払い、植え込み等の更新補助作業により複数の樹冠層を構成する森林として維持させるために行う天然更新 天然林（天然生林）において、かき起こし、刈り払い、植え込み等の更新補助作業により複数の樹冠層を構成する森林として成立させるために行う天然更新
保育、間伐等		天然林（天然生林）において主として天然力を活用することによって行う天然更新
		人工林（単層林）内に既に天然木が生育しており、保育、間伐等により天然木が25%以上占め、複数の樹冠層を構成する森林へ誘導し維持させるもの 天然林（天然生林）において既に更新樹が生育しており、保育、間伐等により積極的に人為を加えることによって、複数の樹冠層を構成する森林へ誘導し維持させるもの

主な森林・林業関係用語集（五十音順）

育成単層林	森林を構成する林木の、一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽等）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ、維持していく施業。
育成複層林	森林を構成する林木を抜き伐りにより部分的に伐採し、人為（植栽等）により複数の樹冠を構成する森林として成立させ、維持していく施業。（「複層林施業について」参照）
枝打ち	完満な材を作るために、計画的に下枝の一部を幹に沿って、ナタや鋸等で除去する作業をいう。枝打ちの目的は、材の付加価値を高めることや病虫害の防止等のほか、林内に光を入れ、下層植生を生育させ、公益的機能の発揮を目指すことである。
間伐	混みすぎた森林を適正な密度にして健全な森林に導くために、また利用できる大きさに達した立木を徐々に収穫するために行う間引き作業。
高性能林業機械	1台の機械で、多くの工程を処理したり、単一の工程を効率よく処理できる林業用の機械をいい、機械の種類にはフェラパンチャ（伐倒）、プロセッサ（玉切り・枝払い）、ハーベスタ（伐倒・玉切り・枝払い）、タワーヤーダ（集材）、スキッド（集材）、フォワーダ（集材運搬）、グラップルソー（玉切り・集材・積み込み）等がある。
混交林	2種類以上の樹種からなる森林のことである。混交林は、性質の異なった樹種、たとえば針葉樹と広葉樹（針広混交林）が適当に配置されることによって、病虫害被害や山地災害に強い森林を作ることができる。
下刈り	用例の造林木の生育を妨げる雑草木を刈り取ることをいう。
市町村森林整備計画	市町村長が、その市町村内の森林について5年ごと10年を1期として樹立する、造林から伐採に至るまでの総合的な森林整備計画。
収量比数	林分密度管理図に示されている最多密度曲線に平行して示される線のことで、ある樹高のとき、その林分がもてる最大の幹材積に対する割合をいう。
主伐	伐期に達した成熟木を伐ることで、伐採に伴って後継樹の育成すなわち更新が必要になる。伐採方法としては禁伐、択伐、傘伐等がある。
除伐	新植した林がほぼ閉じたときに行う保育作業で、造林の目的以外の樹種を取り除くことをいうが、目的樹種でも形質の劣る場合は併せて除くこともある。
全国森林計画	農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即し、全国の森林について5年ごと15年を1期としてたてる計画。
地域森林計画	民有林を対象として、森林計画区ごとに都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期としてたてる計画。
つる切り	下刈りを終了した後に、つる植物を切ることで、クズ、フジ、アケビ等のつる植物が植栽に巻き付く場合、ナタや除草剤でこれらを除去する作業をいう。
天然生林	森林を主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業。国土の保全、自然環境の保全、主の保全等のための禁伐等の施業も含む。
特定保安林	保安林の指定目的の機能の発揮を確保するため、造林、保育、伐採等の施業を早急路実施する必要があると認められる保安林をいう。
保安林	森林の有する水源かん養、災害の防備、生活環境の保全等の公益機能を生かせる森林を保安林（17種類）として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図り、目的の機能の維持・増進を図る。
要整備森林	特定保安林のうち、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施することが必要な森林。
流域管理システム	平成3年の森林法改正を契機に、多様な森林の整備を推進し、林業生産・流通・加工における条件の整備を図るため、流域を基本単位として民有林・国有林一体となって森林整備管理水準の向上等を推進することをいう。
林齢	林分が成立して経過した年数をいうが、人工林は、更新年度（植栽年度）を1年と数えるので、通常3年生の苗木を植栽するため、樹齢（実際の年齢）とは異なる。
齢級	ある一定の年齢の幅に林齢をまとめたものをいう。通常は5年ごとにまとめる。1齢級は1～5年生をいう。

天然更新の完了判断基準

1. 有用天然木の樹種

針葉樹及びカシ類、ナラ類、サワグルミ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、イス、サクラ、カエデ類、センノキ、ミズキ、キリ等の広葉樹

2. 有用天然木の樹高

0.3m以上（稚幼樹）

3. 有用天然木の出現本数

概ね3,000本/ha以上（3本/10m²以上）

4. 更新確認調査

調査区は、5m×5m（25m²）を1箇所以上設置し、上記1,2,3の要件を満たす有用天然木の本数を数える。

有用天然木の稚幼樹の発生状況が均一でないとは判断される場合は、調査区を複数箇所設置する。

5. 更新確認の経過年数

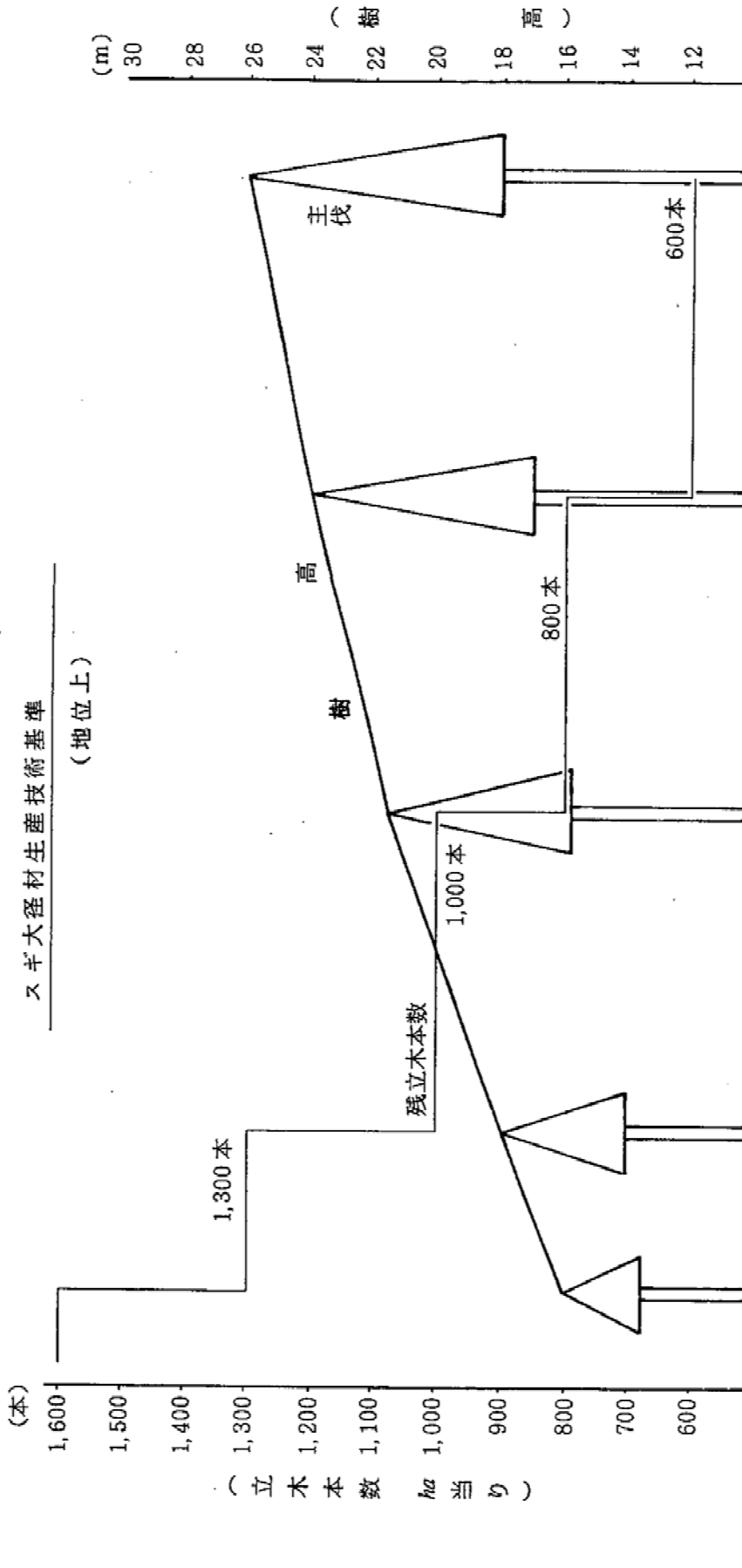
天然更新が完了しているかの確認は、5年以内に天然更新ができているかで判断する。

5年を経過しても天然更新が完了されていないとは判断される場合は、天然更新補助作業等の実施を検討し、確実な更新を図るものとする。

スギ、ヒノキ大径材生産技術基準

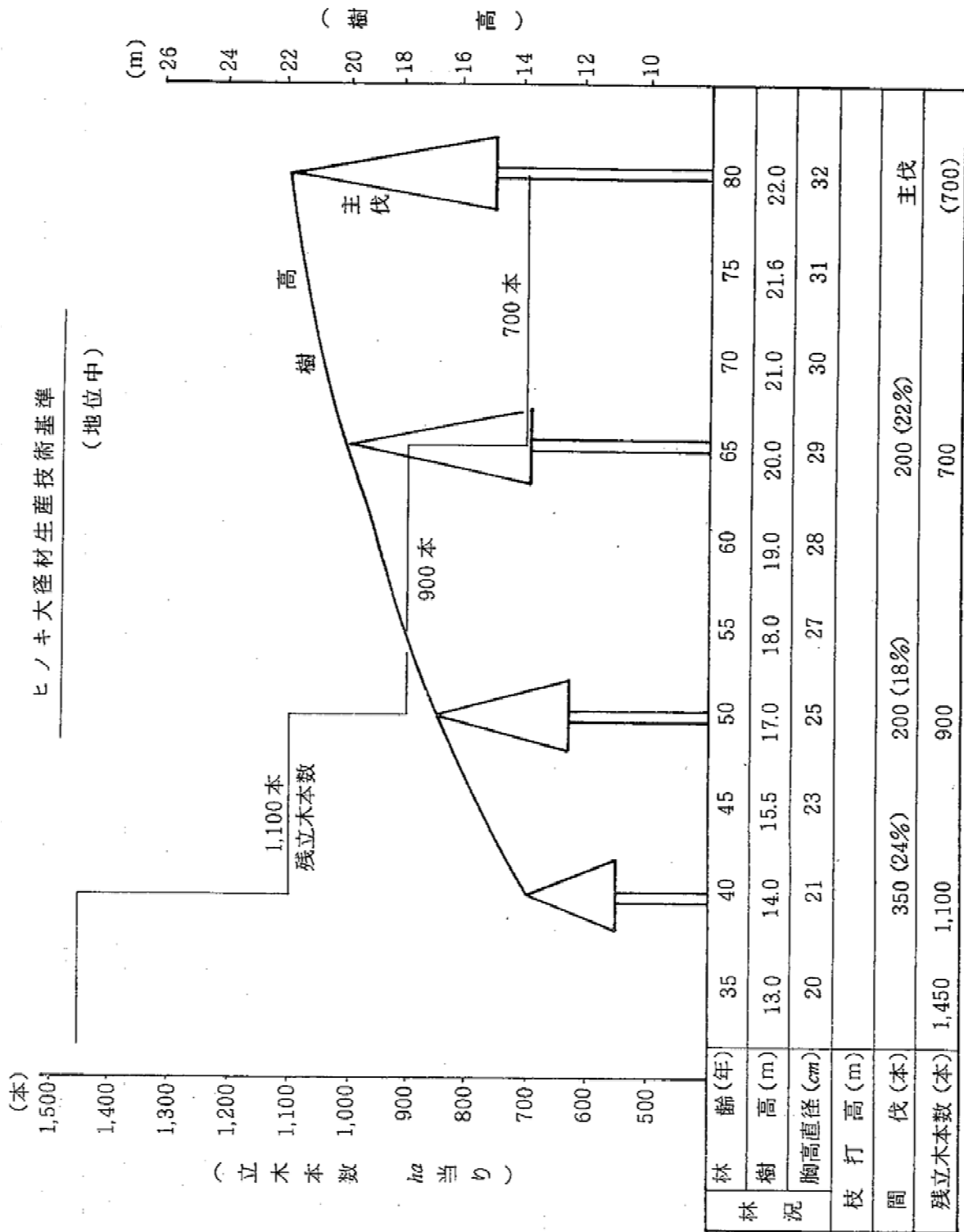
スギ大径材生産技術基準

(地位上)



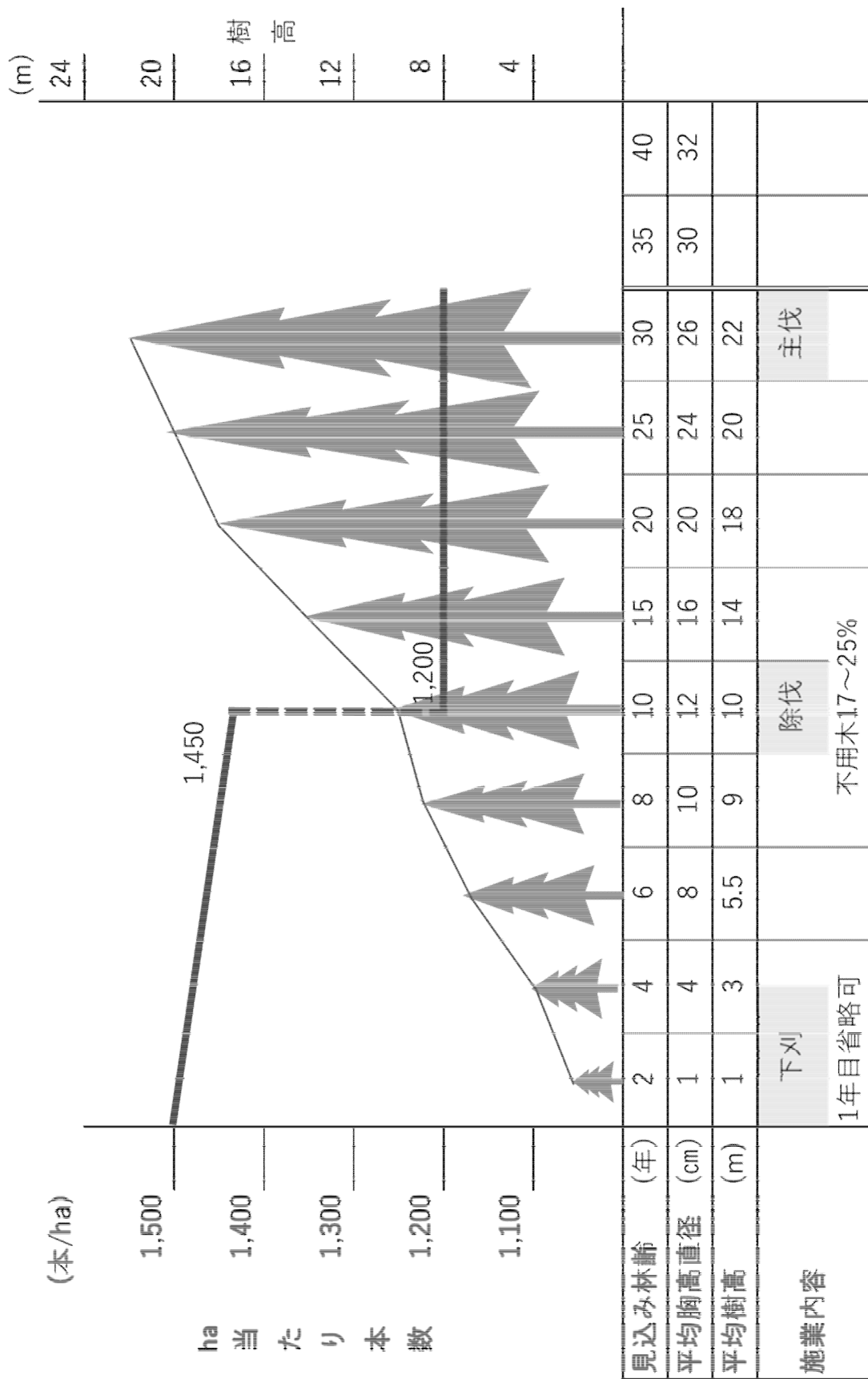
林 齢 (年)	35	40	45	50	55	60	65	70	
樹 高 (m)	16.0	18.0	20.0	21.5	23.0	24.0	25.6	26.0	
胸高直径 (cm)	25	28	30	33	35	37	39	41	
枝 打 高 (m)	10.0								
間 伐 (本)	300 (18%)	300 (23%)	200 (20%)	200 (25%)	主伐				
立木本数 (本)	1,300	1,000	800	600	(600)				

ヒノキ大径材生産技術基準



次世代精英樹の経営モデル

施業モデル



○生産目標

林齢：30年生

材積：0.56m³/本、672m³/ha 規格：12cm角×4m×2本

本数：1,200本/ha

目標：一般並材

10.5cm角×3m×1本